
串本町第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画



令和3年3月
串本町

はじめに

介護保険制度は、創設から 20 年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、全国で 550 万人に達しております。それに伴い、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しております。しかしながら、総人口が減少している中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進んでいきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年以降（令和 7 年）を見据えた取り組みが必要となります。



本町においても、同様に総人口は減少し、それに伴って少子高齢化も進行しております。2020 年（令和 2 年）度には、高齢者（65 歳以上）は 7,126 人、高齢化率は 46%となっております。また、高齢者の 24.8%にあたる 1,770 人が介護認定を受けており、今後もゆるやかに増加することが見込まれています。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図り、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んでまいりました。

今回の「串本町第 9 次高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画」では、前期計画の理念を引き継ぎ、“ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本”を基本理念としています。今後は、前期計画での取り組みを一層深化・推進するとともに、「2025 年問題」や「2040 年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化やサービス、地域での支援を行う人材の確保等、また、近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた体制整備等にも取り組んでまいります。

町民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、介護保険事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたってご指導・ご協力いただきました介護保険事業計画等策定委員の皆様をはじめ、関係機関・団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

串本町長 田嶋 勝正

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	2
3. 計画の位置づけと期間	3
4. 日常生活圏域の設定	4
5. 本町がめざす地域包括ケアシステムの姿	5
6. 国の基本指針	6
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
1. 高齢者の状況	7
2. 認定者の状況	9
3. 認知症高齢者の推計	11
第3章 計画策定に向けた調査結果	12
1. 各種調査の実施状況	12
2. ニーズ調査・在宅介護実態調査の結果	13
3. 調査結果から見える傾向と課題	21
第4章 計画の理念と体系	22
1. 計画の基本理念	22
2. 計画の基本目標	23
3. 施策体系	24
第5章 施策の展開	25
基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進	25
(1) 健康づくりの推進	25
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	26
(3) 生きがいつくりと社会参加の支援	27
基本目標2 安心した地域生活の支援	29
(1) 在宅生活の支援の充実	29
(2) 家族介護者への支援	31
(3) 地域包括ケア体制の強化	32
(4) 認知症施策の推進	34
(5) 権利擁護の推進	35
(6) 生活安全対策の推進	36
基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営	38
(1) 介護保険サービスの充実と質の向上	38
(2) 介護保険事業の適正な運営	40
第6章 介護保険事業の推進	43
1. 居宅サービス	43

2. 地域密着型サービス	50
3. 介護施設サービス	56
4. 基盤整備について	58
5. 介護保険サービスの量の見込み	59
6. 介護保険事業費の見込み	63
7. 保険給付費等の見込額	66
8. 介護保険料の算定	68
第7章 計画の推進に向けて	75
1. 計画の推進体制	75
2. 成果目標の設定	76
資料編	77
1. 委員名簿	77
2. 委員会設置要綱	78
3. 公民館活動及びサークル活動一覧	79
4. 町内指定事業所一覧	82

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和元（2019）年9月現在、3,588万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。今後も高齢者人口は増え続ける見込みであり、団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年には高齢者は3,677万人（高齢化率30.0%）、第2次ベビーブームに生まれた世代が65歳以上となる令和22（2040）年には3,921万人（高齢化率35.3%）になると予測されています。

本町においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

本町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画である「串本町第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）（以下、「前期計画」という）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今後は、前期計画での取組を一層深化・推進するとともに、「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化やサービス、地域での支援を行う人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。

新たな計画となる「串本町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）（以下、「本計画」という）では、こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本町において、地域住民、サービス事業所、行政の協働により構築されてきた地域包括ケアシステムを持続可能な形で深化・発展させていくために策定します。

2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者を地域で支えるため、全国の市町村では、平成7（1995）年度から高齢者福祉計画、平成12（2000）年度からは高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しています。

介護保険制度施行から7期にわたる高齢者福祉計画・介護保険事業計画には、大きく2つの節目がありました。

1つ目は、平成18（2006）年度からの「地域包括ケア」の理念・制度の導入です。本町においても、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者に関する総合相談・権利擁護・ケアマネジメント・ネットワーク機能の強化等により、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

2つ目は、平成27（2015）年度からの「医療介護総合確保推進法」の施行です。長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成26（2014）年に消費税が8%に、令和元年には10%に引き上げられました。そして、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化等、介護施策の効果を高める取組が拡大されています。

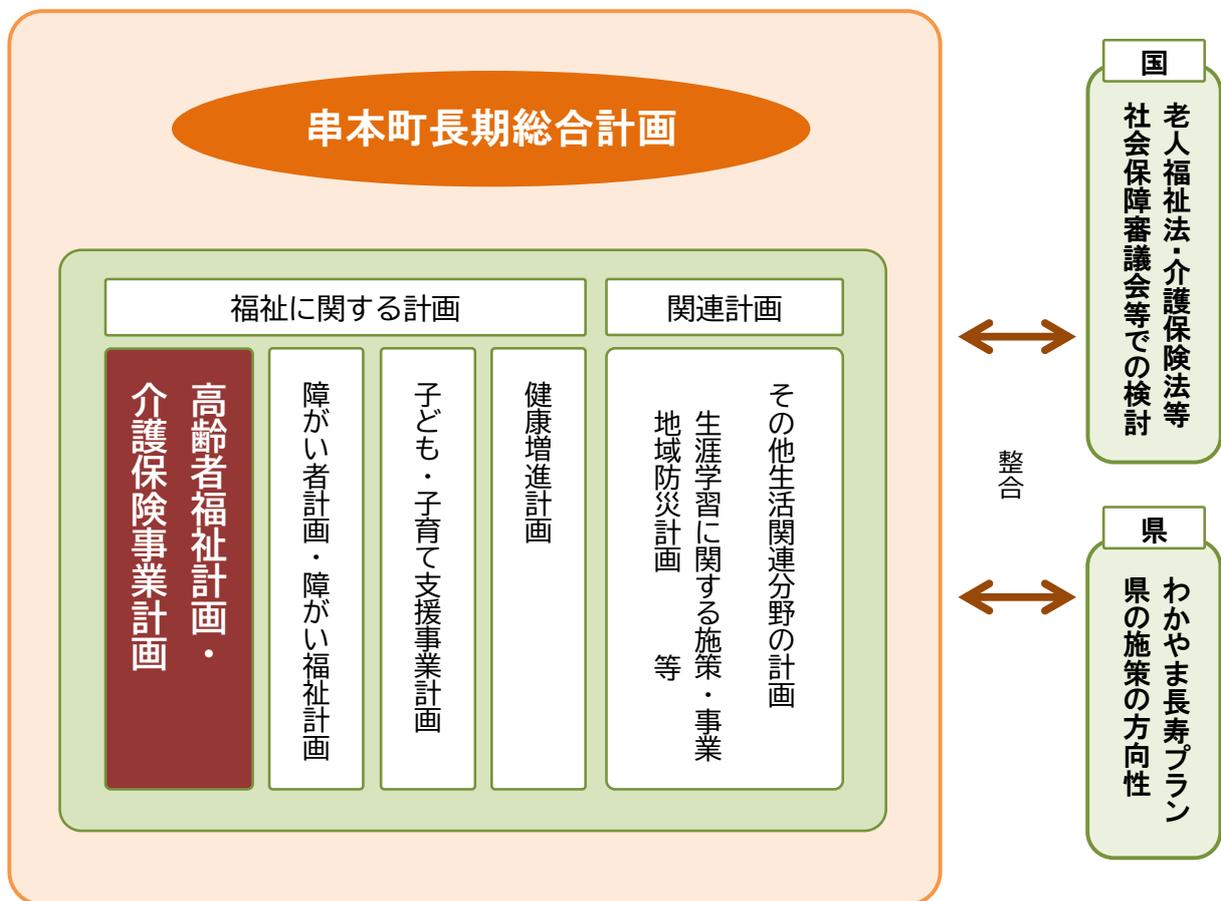
◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画の流れ◆



3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。また、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

この考え方のもと、本町は「串本圏域（旧串本町）」と「古座圏域（旧古座町）」の2つの地域を日常生活圏域と設定しています。本計画においても日常生活圏域についてはこれまでの考え方を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

5. 本町がめざす地域包括ケアシステムの姿

1 みんなで支えあう基盤づくり

高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。また、専門機関等との連携を強化することで、早期にリスクを発見し、要介護状態になる前に適切な処置を取れる体制の整備を図り、状態の重度化防止に努めます。

2 介護保険サービス、多様な支援の充実

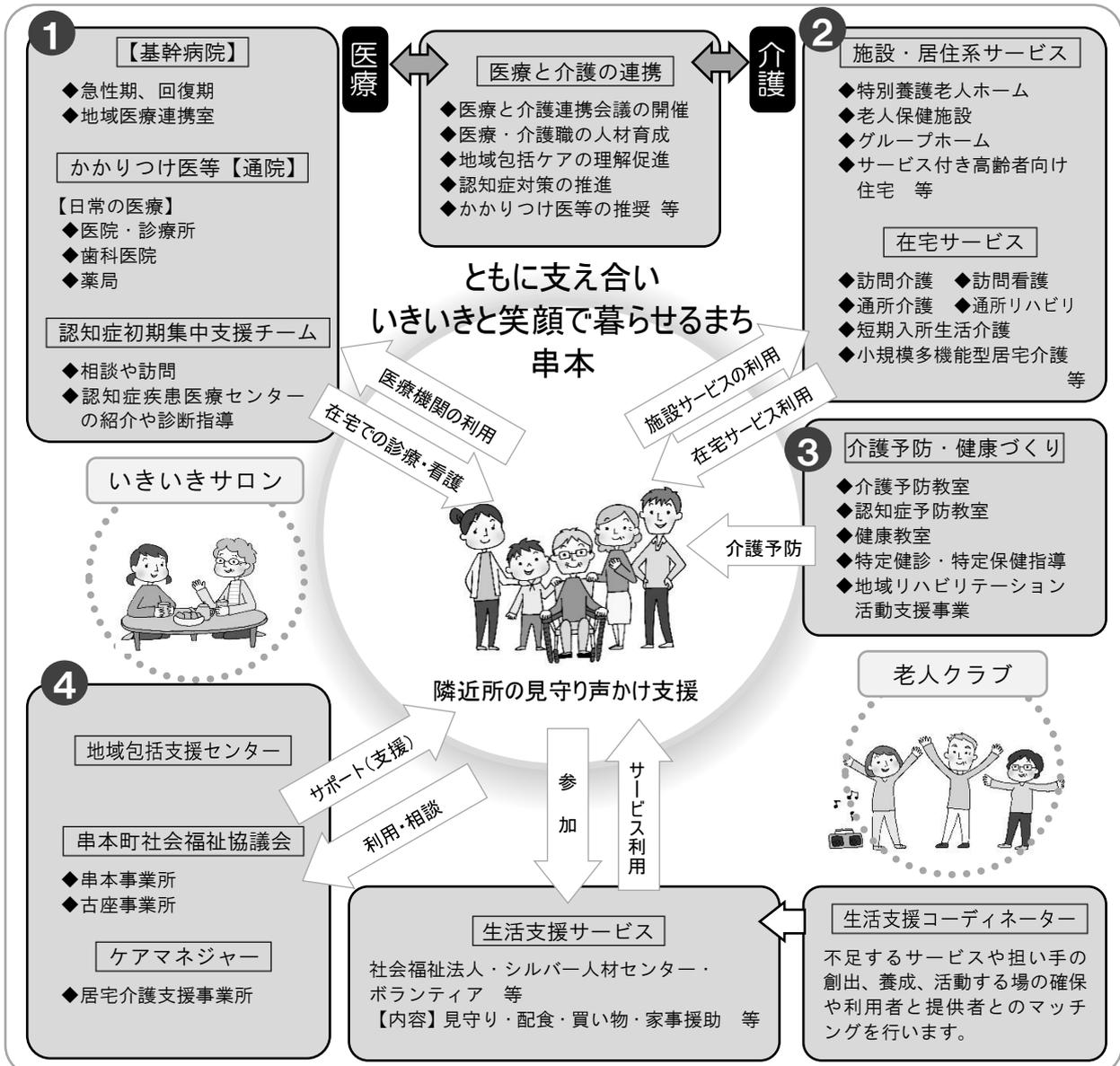
支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報、相談を適正に受けられる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取組みを進めます。

3 心身の健康づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。



6. 国の基本指針

3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第8期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の7項目であり、本町のこれまでの取組と現状・課題に加え、これらの点に留意して計画策定を進めました。

基本指針による記載を充実する事項	内容
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○2025・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等を勘案したサービス基盤、人的基盤を踏まえた計画の策定
2. 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組 ○総合事業の対象者や単価の弾力化 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進（看取りや認知症への対応強化等） ○要介護・要支援者へのリハビリテーションの目標 ○PDCAサイクルに沿った推進
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ○整備に当たって有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	○「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ○教育や地域づくり等、他の分野との連携
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策 ○総合事業等の担い手確保に関する取組 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組
7. 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第2章 高齢者を取り巻く現状

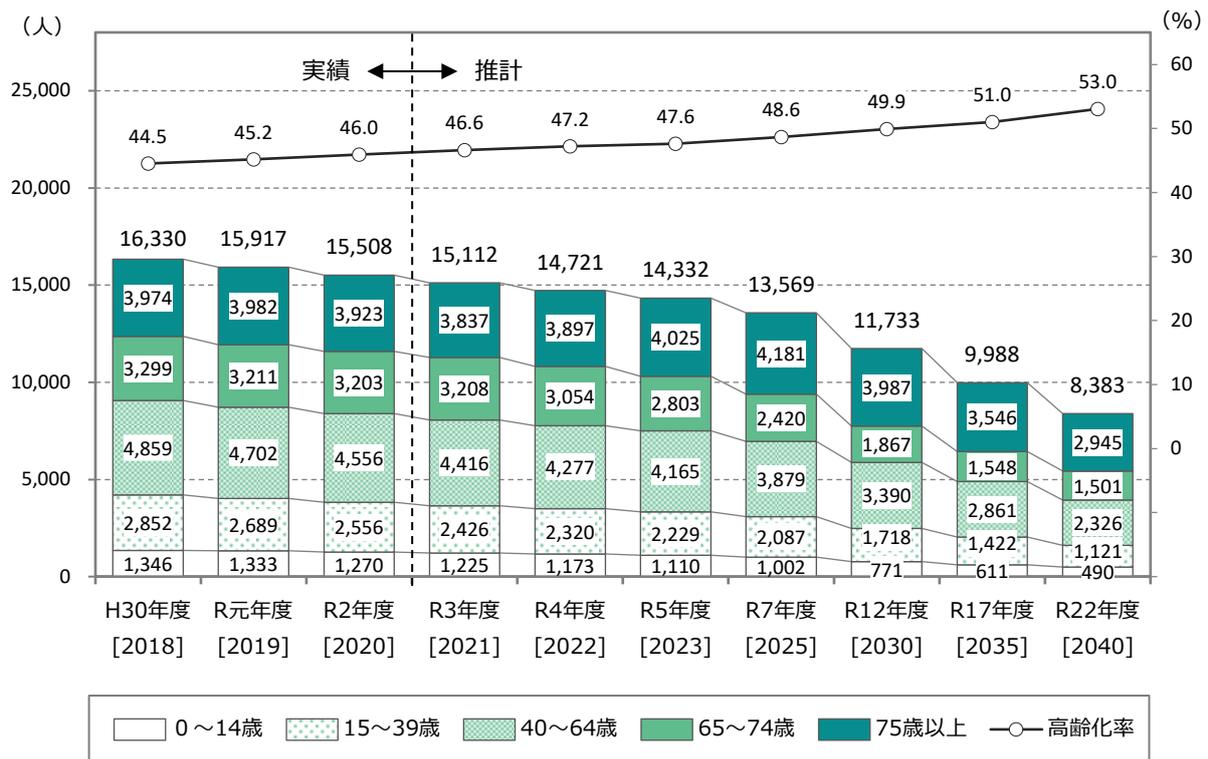
1. 高齢者の状況

(1) 人口の推移と推計

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和2（2020）年9月30日時点で、高齢者（65歳以上）は7,126人、高齢化率は46.0%となっています。今後、総人口は減少していきませんが後期高齢者は高止まりが見込まれています。

人口の推移と推計

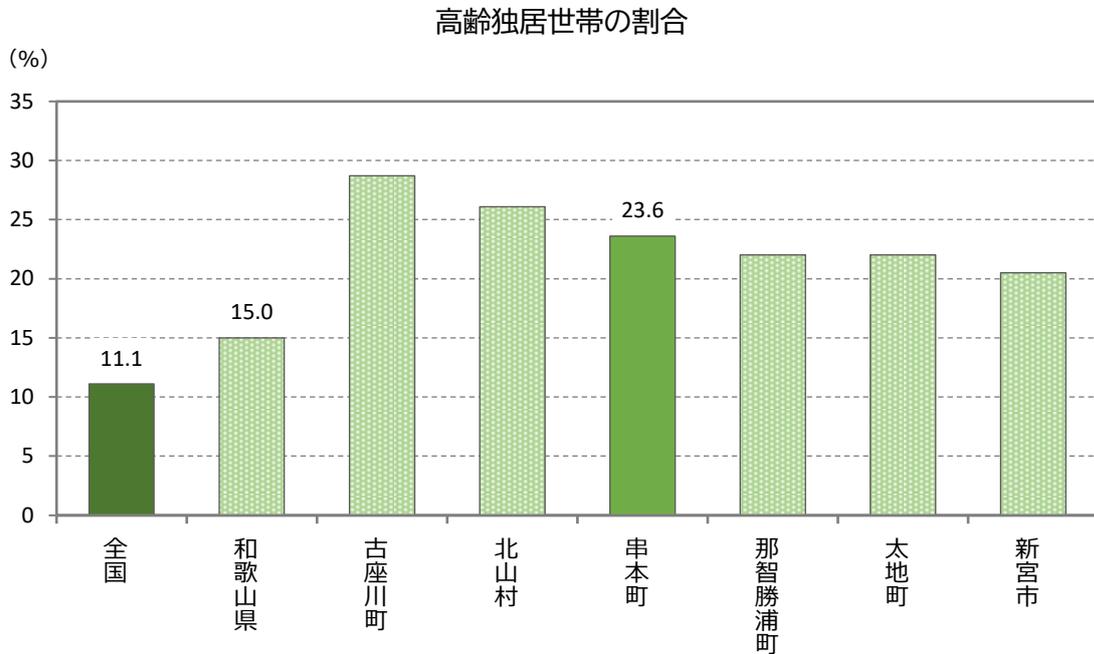


資料：平成30年度～令和2年度：住民基本台帳（各年9月30日時点）

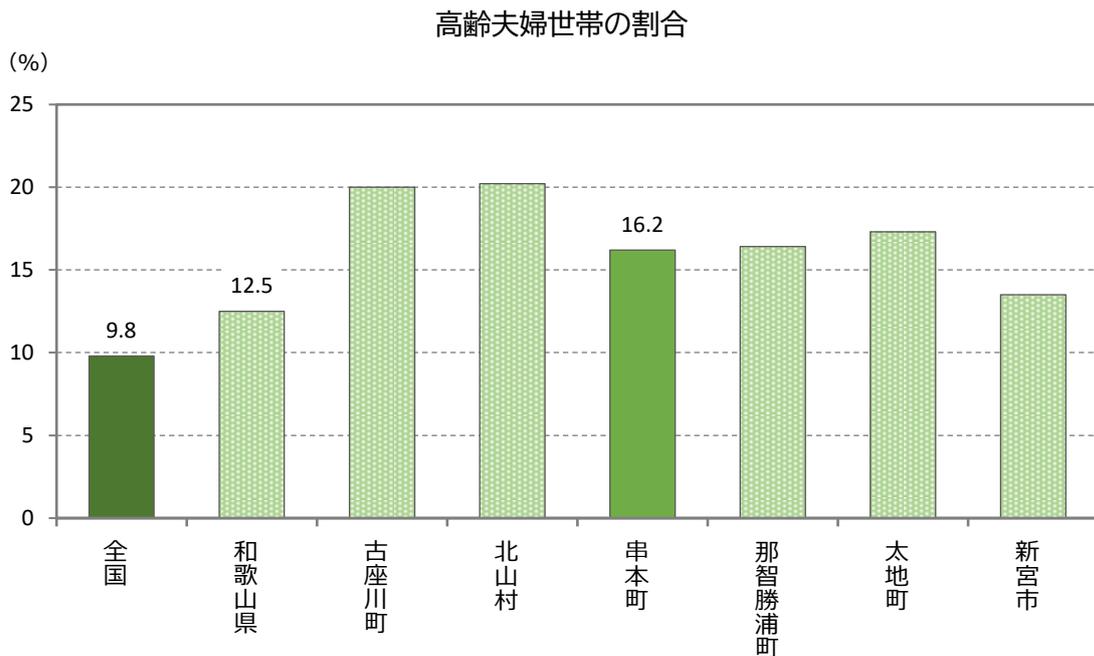
令和3年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

(2) 高齢者世帯の状況

「高齢独居世帯の割合」及び「高齢夫婦世帯の割合」を見ると、全国及び県と比べて、いずれも高くなっています。



(時点) 平成 27 (2015) 年 (出典) 総務省「国勢調査」



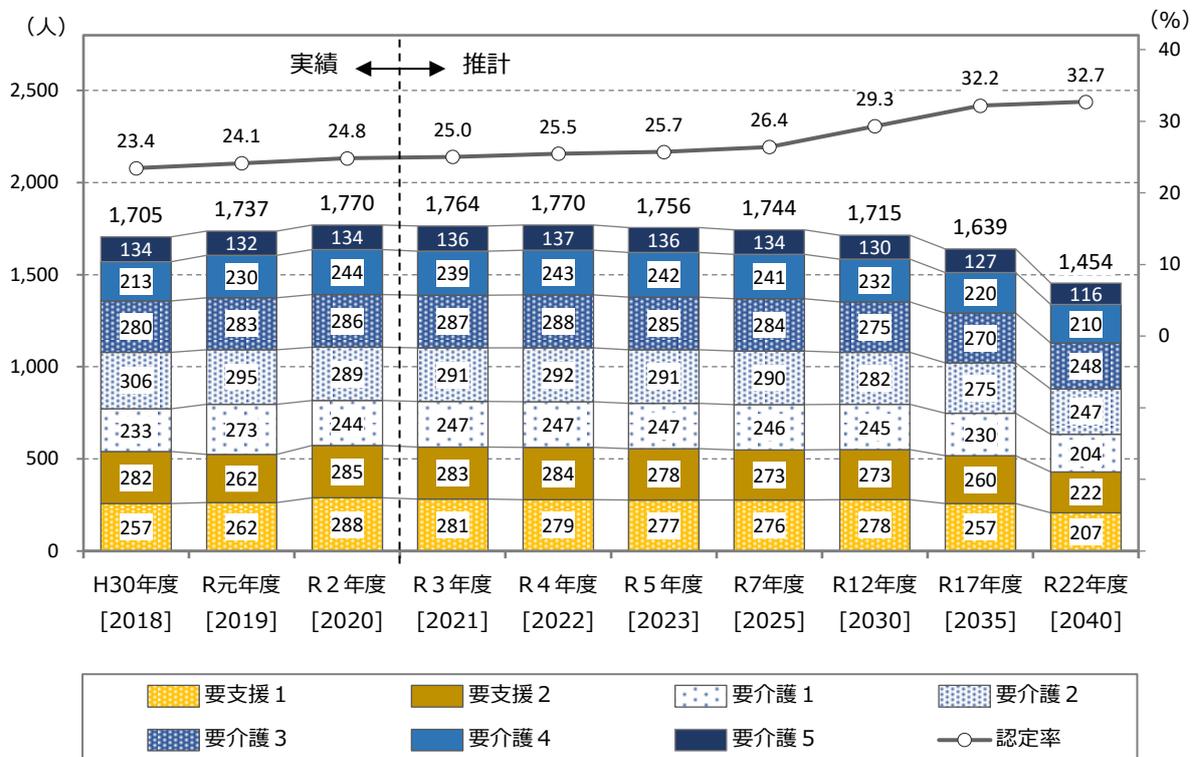
(時点) 平成 27 (2015) 年 (出典) 総務省「国勢調査」

2. 認定者の状況

(1) 第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数及び認定率は年々増加傾向にあり、令和2年度の認定者数(年度の中央値)は、認定者数1,770人、認定率24.8%となっています。

また、推計によると、本町における高齢者の認定者数のピークは令和2(2020)～5(2025)年度付近となることが見込まれており、以降は徐々に減少していくことが予測されます。

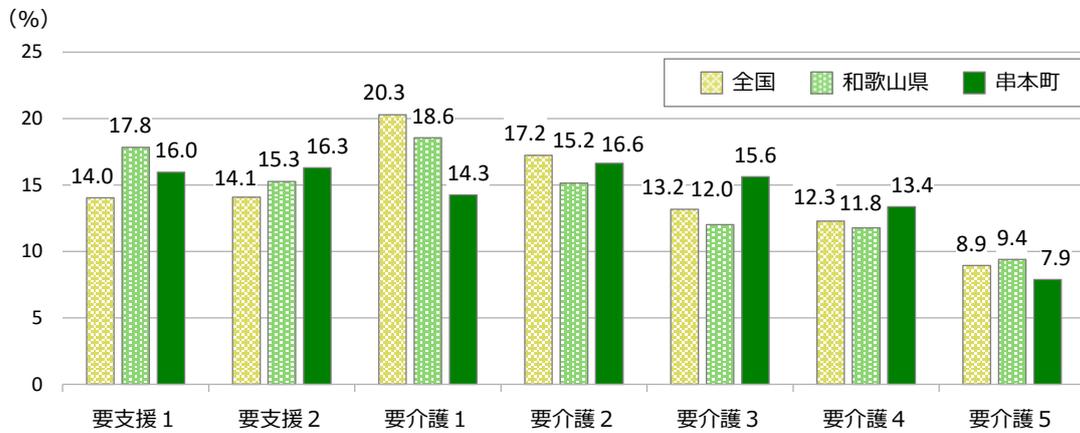


(資料) 見える化システムによる自然体推計

※実績値は、各年度の中央値(9月月報数値)

(2) 認定者の割合

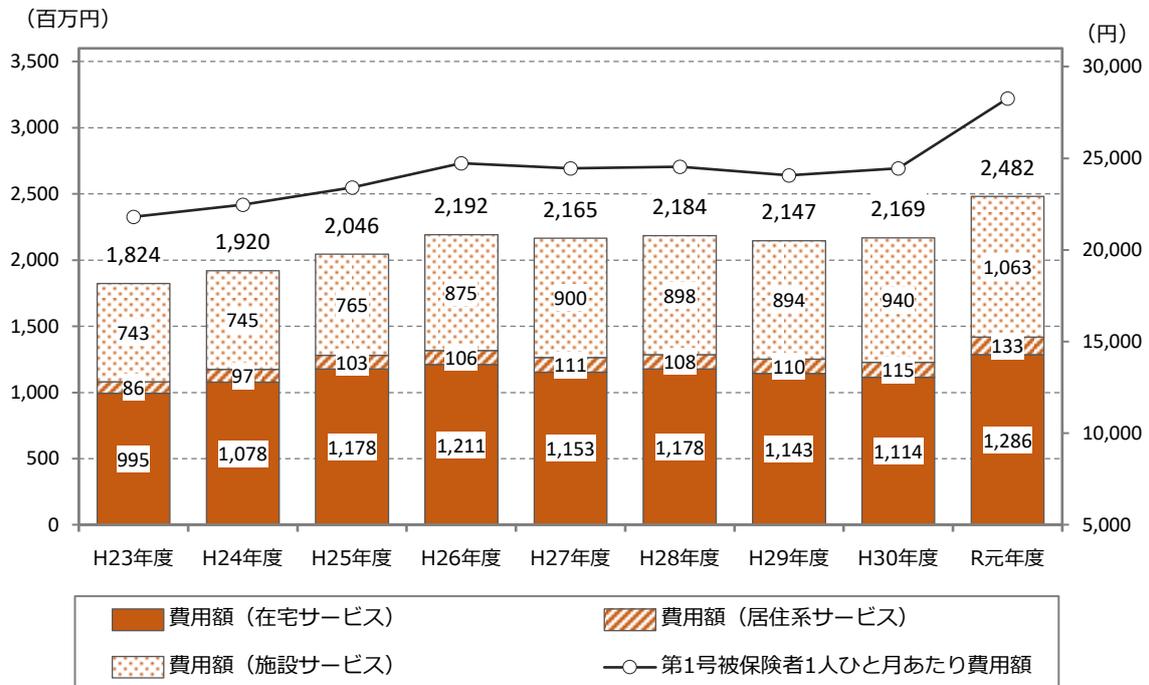
認定者の割合は、全国及び和歌山県と比べて、要支援2と要介護3・4で割合が高くなっています。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム (時点) 令和元年度 (3月末時点)

(3) 介護費用額の推移

介護費用額の総額は、増加傾向にあり、第1号被保険者1人ひと月あたり費用額についても増加傾向にあります。



(資料) 平成23年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

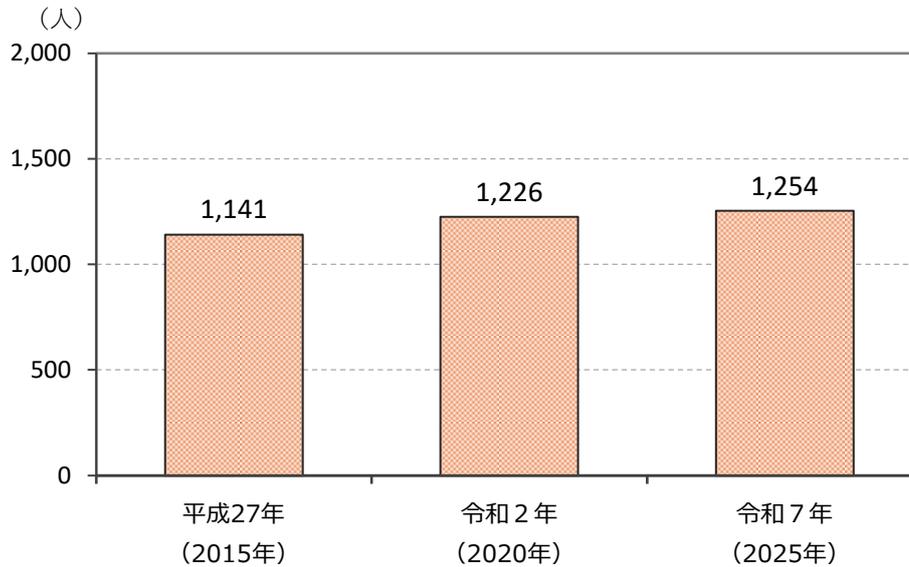
令和元年度：「介護保険事業状況報告(月報)」令和2年2月サービス提供分まで

3. 認知症高齢者の推計

平成27(2015)年1月に発表された「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)では、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)から、新たに推計した認知症の有病率を基に、認知症高齢者の推計を行っています。

この研究では、各年齢層の認知症有病率が平成24(2012)年以降一定と仮定した場合、令和7(2025)年の有病率は19.0%になるとしており、このデータから本町における認知症高齢者を推計すると、以下のようになります。

認知症高齢者の推計



	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
高齢者数	7,270人	7,126人	6,601人
認知症高齢者の推計	1,141人	1,226人	1,254人
認知症有病率	15.7%	17.2%	19.0%

資料：平成27年、令和2年は住民基本台帳(9月30日時点)

令和7年はコーホート変化率法で推計した高齢者(65歳以上)人口に有病率を乗じて算出

第3章 計画策定に向けた調査結果

1. 各種調査の実施状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的	本町にお住まいの65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に、暮らしや健康の状況（運動機能・転倒・口腔機能・閉じこもり・栄養状態・認知機能・地域での活動等）をお伺いし、現状や課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2（2020）年2月7日～2月21日

◆配布・回収状況

配布数	有効回収者数	有効回収率
1,000人	668人	66.8%

(2) 在宅介護実態調査

目的	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をされた方を対象に、本人や介護者の生活状況や施策ニーズをお伺いし、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	対象者が要介護認定の訪問調査を受ける際に、認定調査員が、主として認定調査の概況調査の内容を質問しながら、本調査の調査票に関連内容を転記する方法で調査を行いました。また、主な介護者が認定調査に同席している場合は、主な介護者からも聞き取りを行いました。
調査時期	令和2（2020）年1月20日～3月31日
回収数	183票

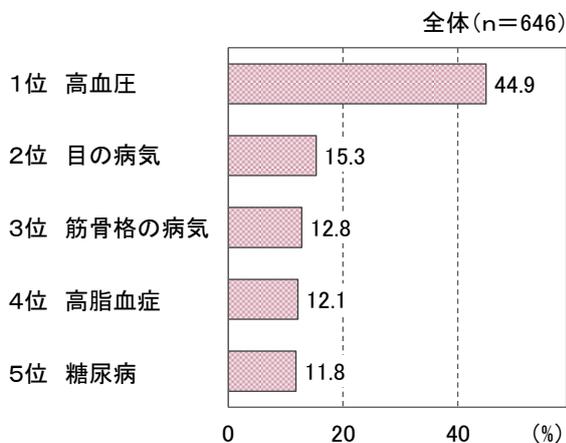
2. ニーズ調査・在宅介護実態調査の結果

本計画策定時の調査（以下、「今回調査」という）について、前期計画策定時の調査（以下、「前回調査」という）との比較も用いながら、テーマに沿って調査結果の検証を行いました。

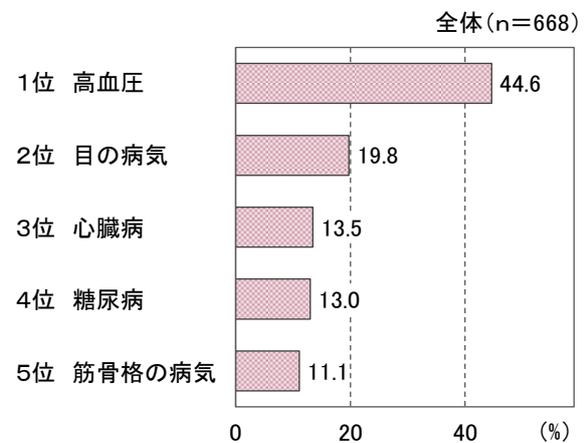
（1）高齢者の持病や病気の状況

■ 《ニーズ調査》治療中、または後遺症のある病気 ※グラフは上位5番目まで

◇ 【前回】平成28年度



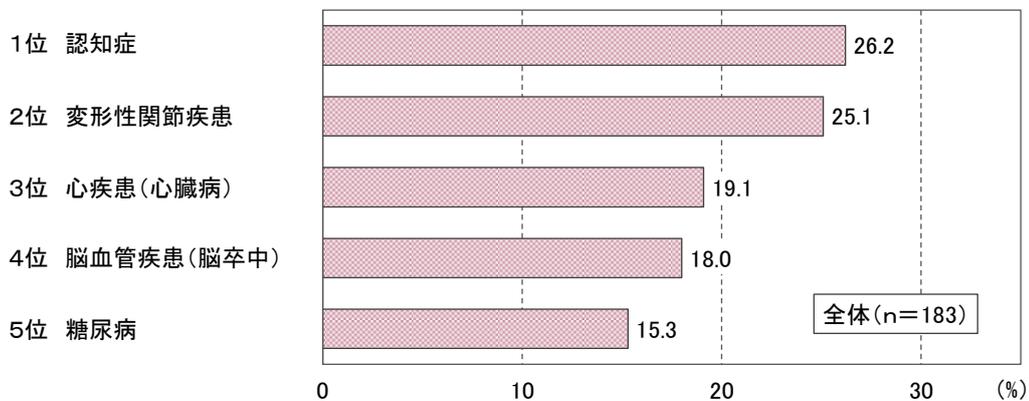
◇ 【今回】令和元年度



前回調査・今回調査ともに「高血圧」と「目の病気」の割合が高くなっています。

● 《在宅介護実態調査》治療中、または後遺症のある病気 ※グラフは上位5番目まで

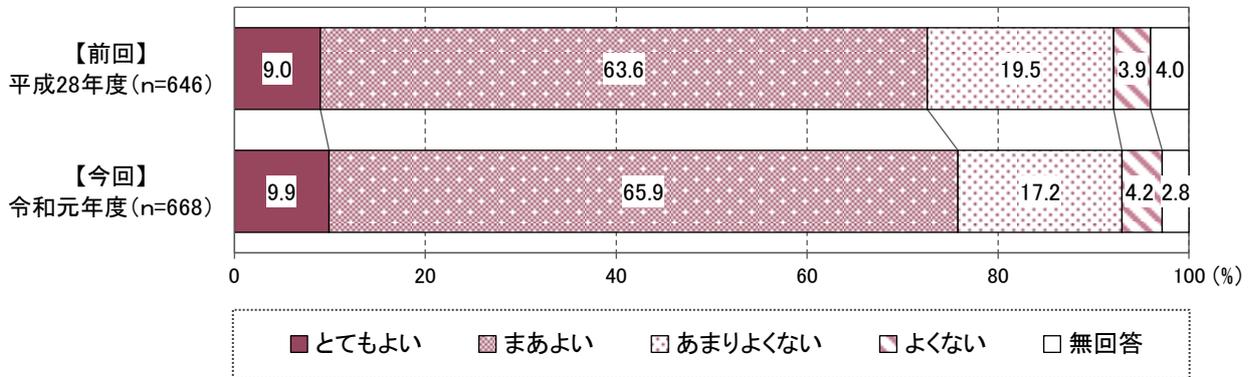
◇ 【今回】令和元年度



今回調査では「認知症」が26.2%と最も高く、次いで、「変形性関節疾患」(25.1%)、「心疾患(心臓病)」(19.1%)の順となっています。

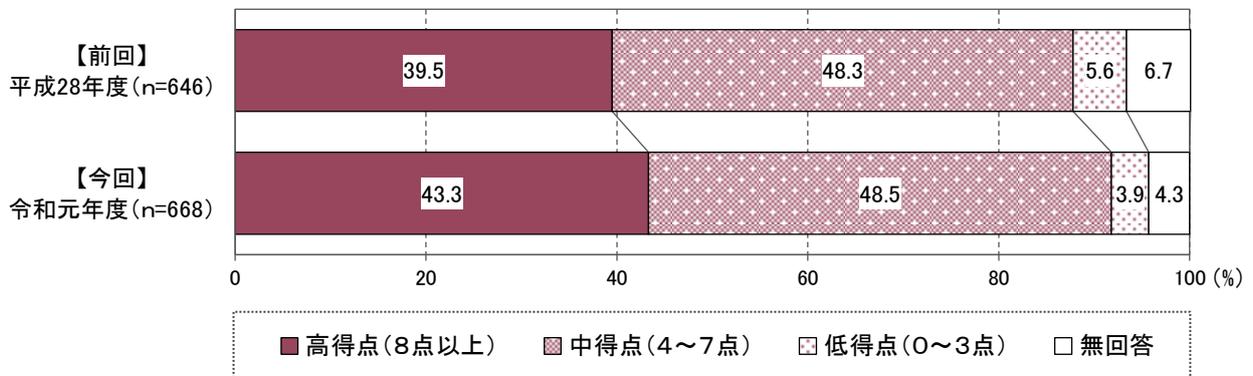
(2) 健康感と幸福感

■ 《二一ズ調査》主観的健康感



前回調査と比べて、今回調査では「とてもよい」は+0.9%、「まあよい」は+2.3%となりました。

■ 《二一ズ調査》主観的幸福感

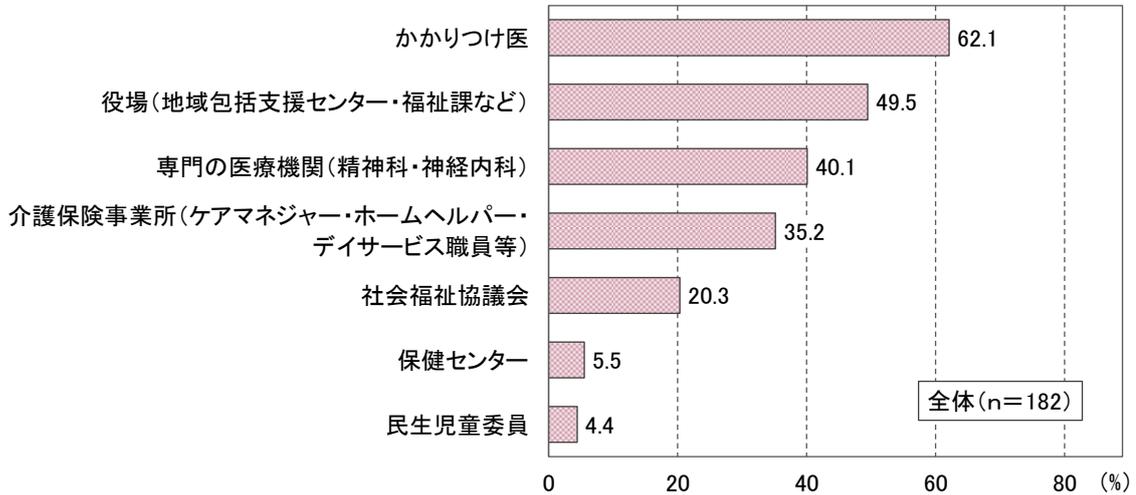


幸福感を0点(低い)~10点(高い)で何う設問を見ると、前回調査と比べて、今回調査では「高得点(8点以上)」は+3.8%となりました。

(3) 認知症への対応

■ 《ニーズ調査》 認知症に関する相談先

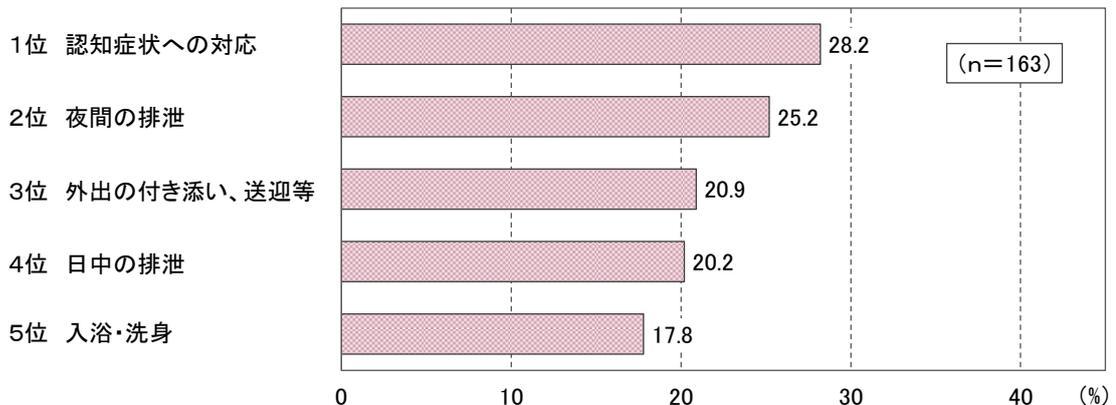
◇ 【今回】 令和元年度



今回調査では「かかりつけ医」が 62.1%と最も高く、次いで、「役場（地域包括支援センター・福祉課など）」（49.5%）、「専門の医療機関（精神科・神経内科）」（40.1%）の順となりました。

● 《在宅介護実態調査》 主な介護者が不安に感じる介護 ※グラフは上位5番目まで

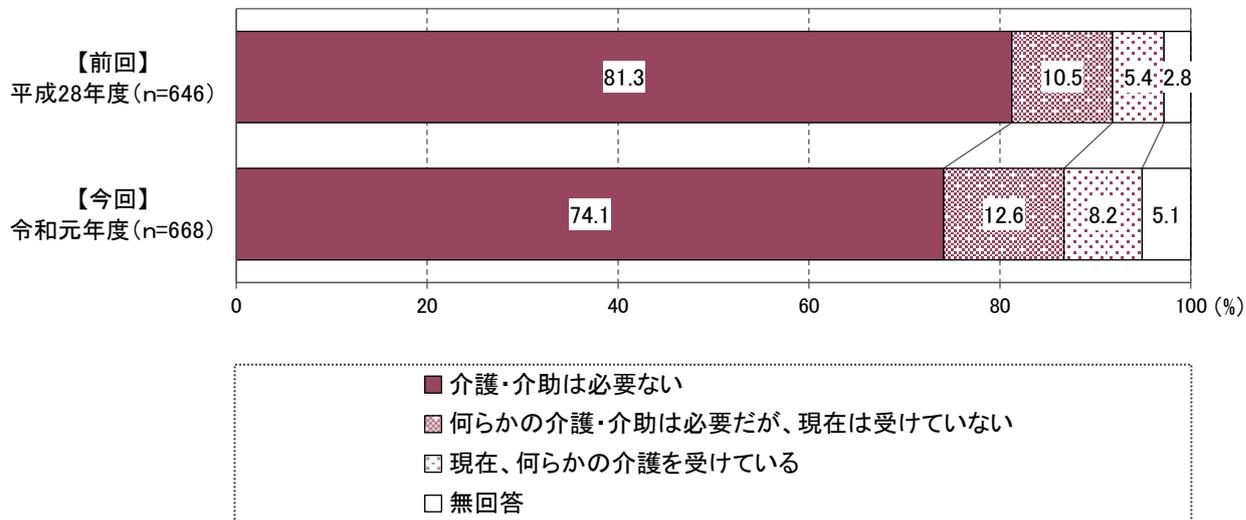
◇ 【今回】 令和元年度



今回調査では「認知症状への対応」は 28.2%と最も高く、次いで「夜間の排泄」（25.2%）「外出の付き添い、送迎等」（20.9%）の順となりました。

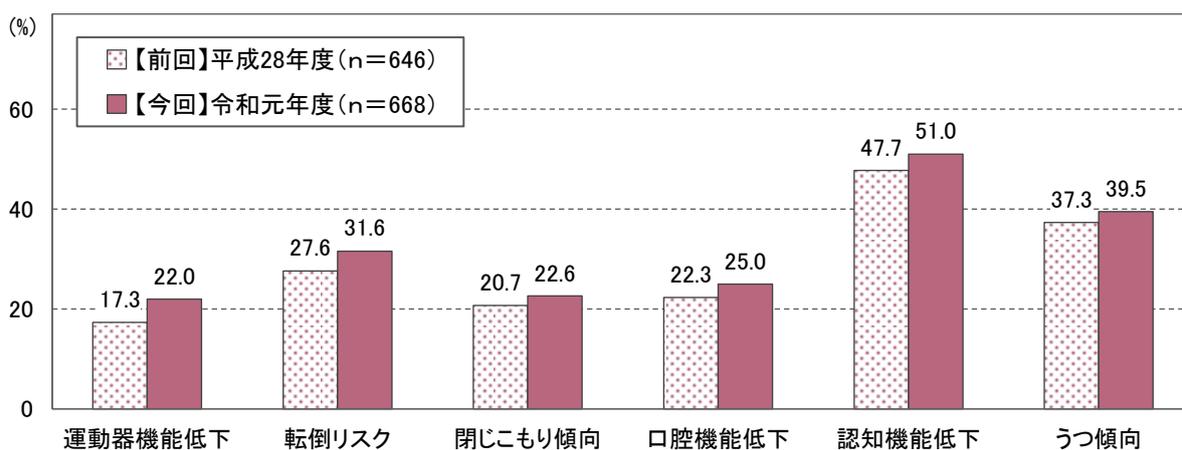
(4) 介護予防の推進

■ 《ニーズ調査》 介護・介助の必要性



前回調査と比べて、今回調査では「介護・介助は必要ない」が-7.2%となり、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」・「現在、何らかの介護を受けている」とする方の合計は+4.9%となりました。

■ 《ニーズ調査》 リスク判定結果



リスク判定では、該当者の割合が低いほど改善傾向にあると判断します。

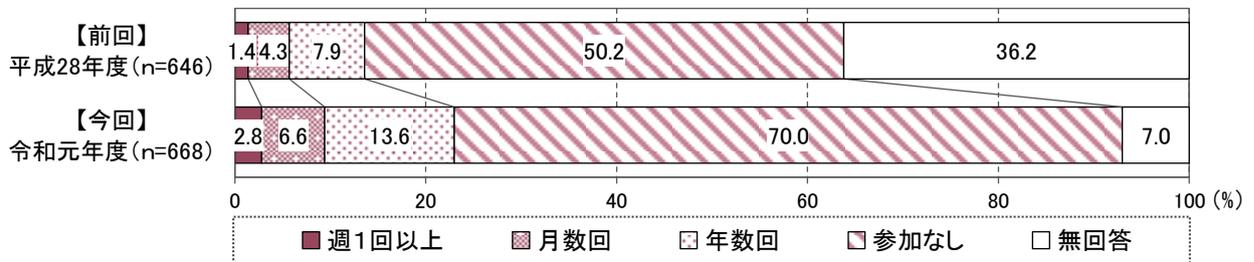
前回調査と比べて、全ての項目で割合が高まっていることから、リスクが高まる傾向にあると考えられます。

(5) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

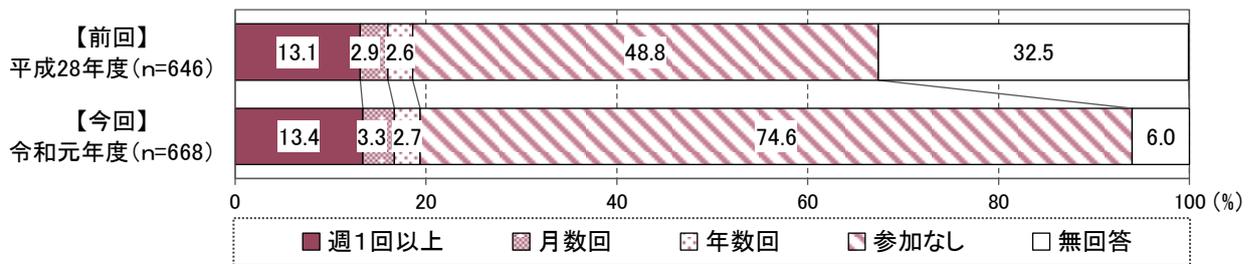
会やグループ等への参加頻度については、前回調査と比べて今回調査では次のような傾向が見られました。なお、無回答については参加なしと見なしています。

- ・①から④については、参加頻度が増加している。
- ・⑤、⑥について、週1回以上の参加頻度が減少している。
- ・⑦について、週1回以上の参加頻度が増加している。

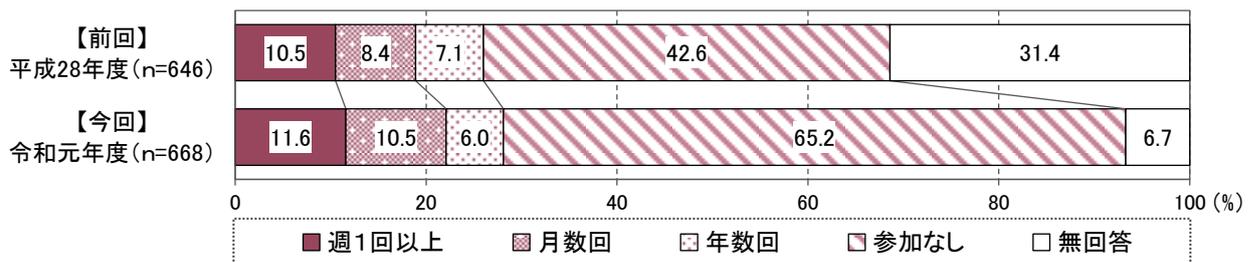
① 《ニーズ調査》ボランティアのグループ



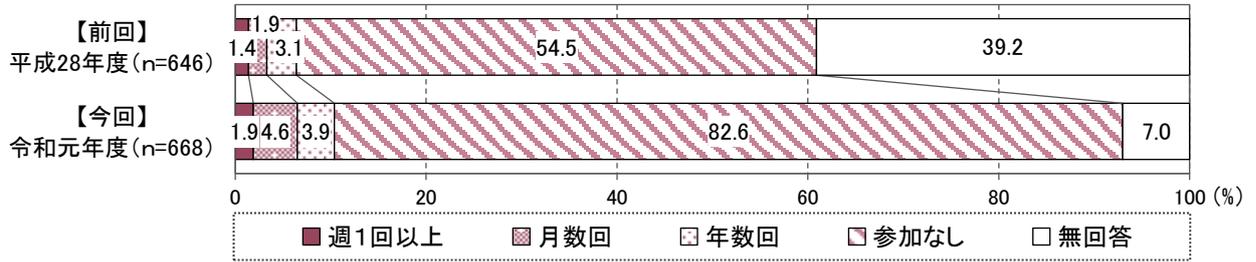
② 《ニーズ調査》スポーツ関連のグループやクラブ



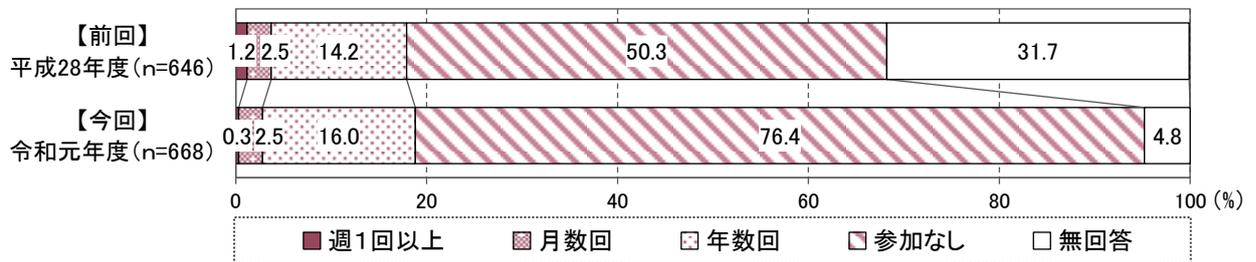
③ 《ニーズ調査》趣味関係のグループ



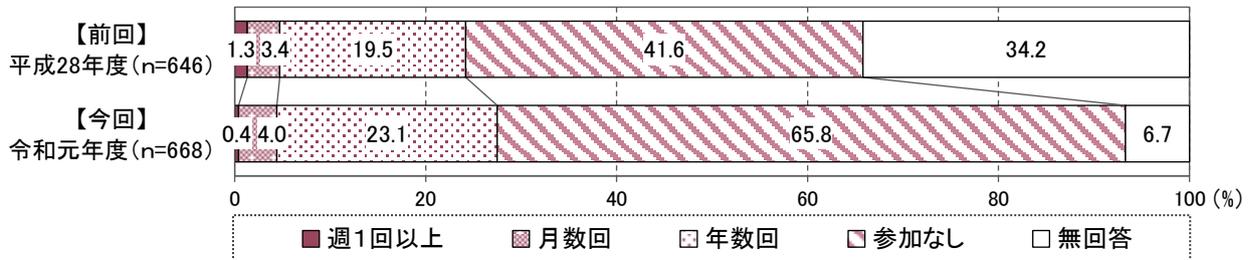
④ 《ニーズ調査》学習・教養サークル



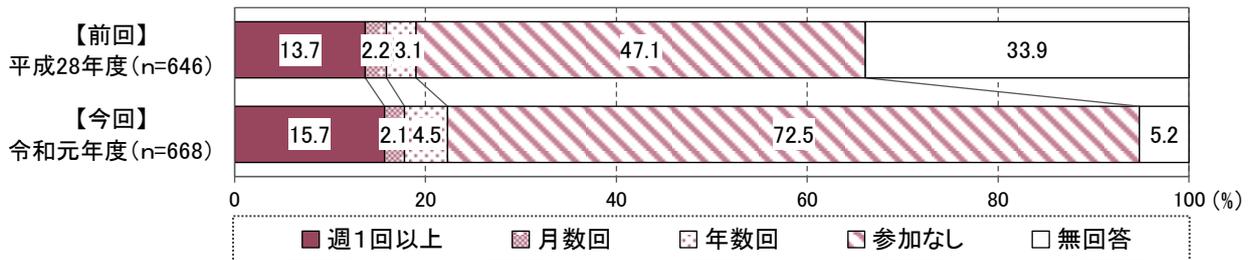
⑤ 《ニーズ調査》老人クラブ



⑥ 《ニーズ調査》自治会

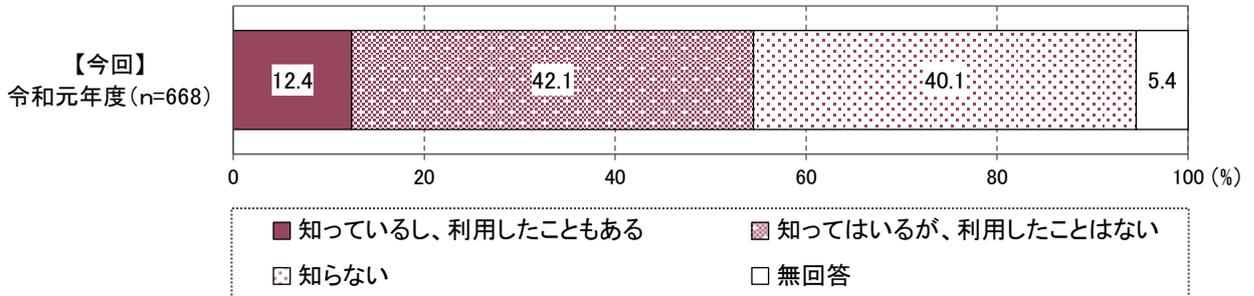


⑦ 《ニーズ調査》収入のある仕事



(6) 地域包括支援センターの認知度

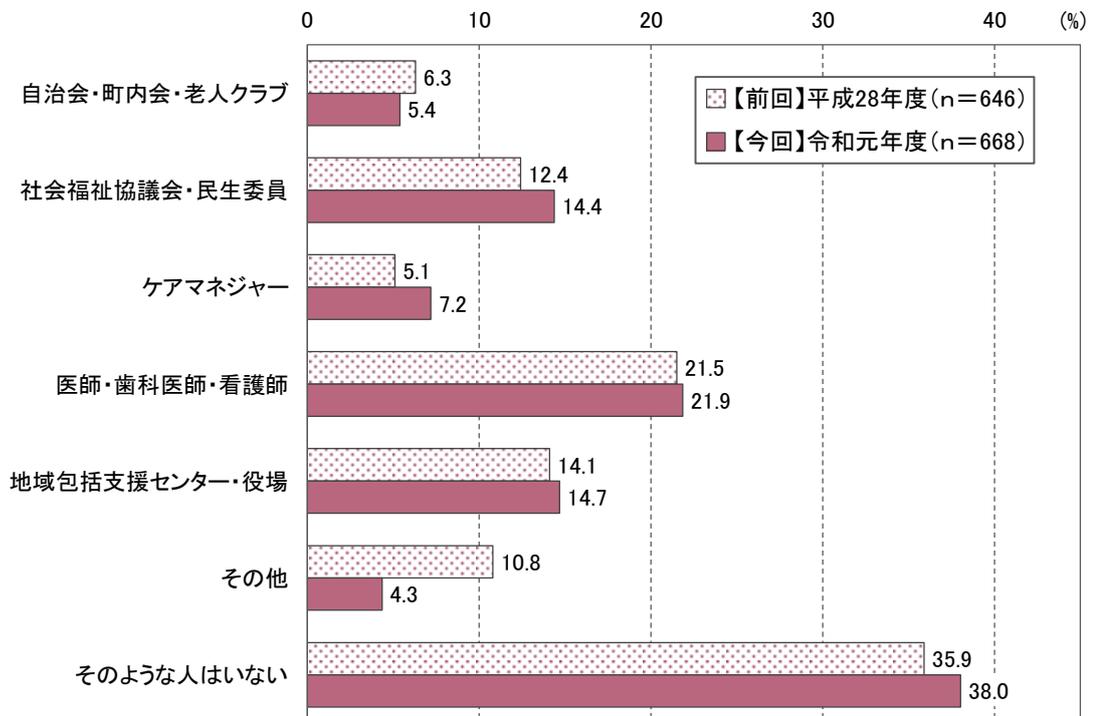
■ 《ニーズ調査》地域包括支援センターの認知度



今回調査では「知っているが、利用したことはない」が42.1%と最も高く、次いで、「知らない」(40.1%)、「知っているし、利用したこともある」(12.4%)となりました。

(7) 家族や友人・知人以外の相談相手について

■ 《ニーズ調査》家族や友人・知人以外の相談相手

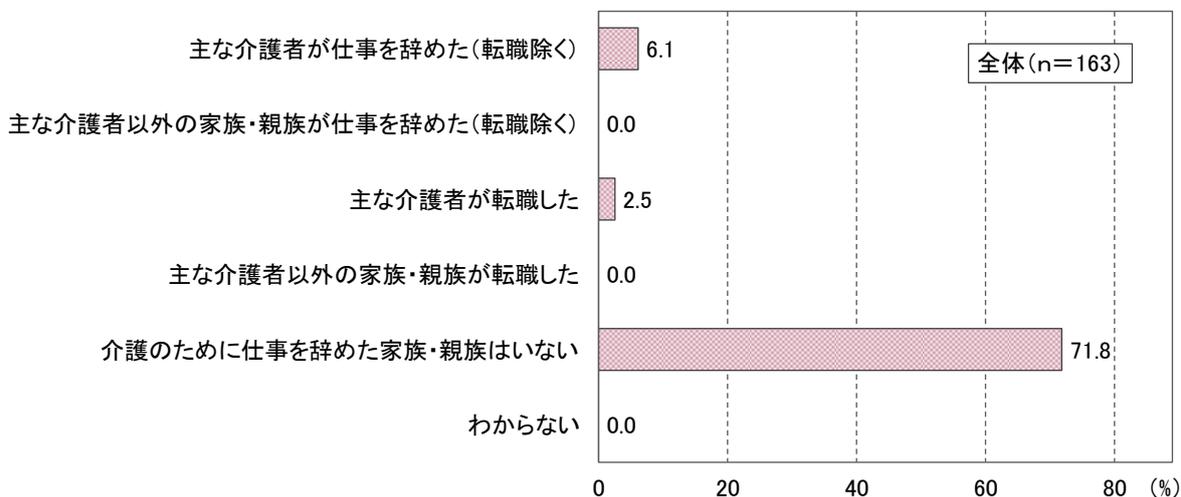


前回調査・今回調査ともに、「そのような人はいない」が最も高くなっていますが、相談相手としては「医師・歯科医師・看護師」が最も頼りにされており、次いで、「地域包括支援センター・役場」と「社会福祉協議会・民生委員」の割合が高くなっています。

(8) 介護離職ゼロに向けて

● 《在宅介護実態調査》 介護のため過去1年間に仕事を辞めた方

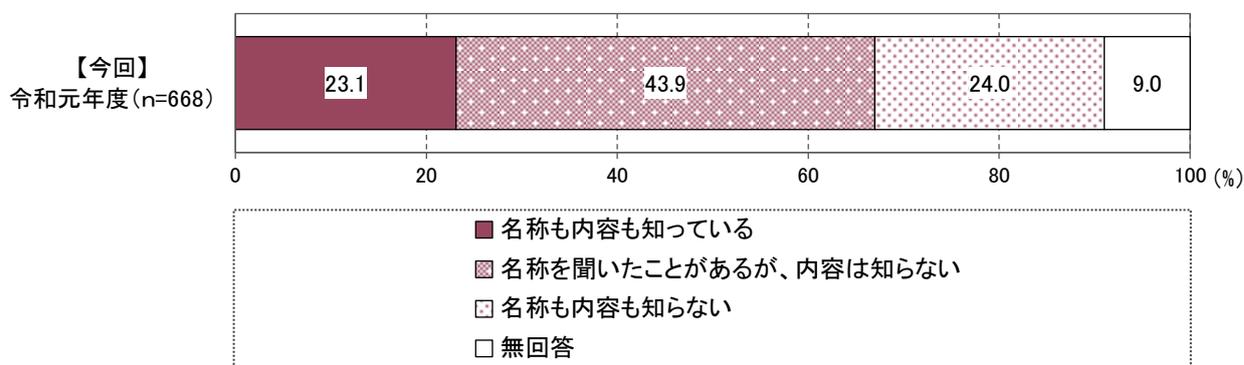
◇ 【今回】 令和元年度



今回調査では「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と「主な介護者が転職した」の合計は 8.6%でした。

(9) 成年後見制度の認知度

■ 《ニーズ調査》 成年後見制度の認知度



今回調査では「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 43.9%と最も高く、次いで、「名称も内容も知らない」(24.0%)、「名称も内容も知っている」(23.1%)となりました。

3. 調査結果から見える傾向と課題

- ◇「(1) 高齢者の持病や病気の状況」について、ニーズ調査では、前回調査・今回調査ともに「高血圧」の割合が最も高く、在宅介護実態調査では、「認知症」の割合が最も高くなっています。また、「(3) 認知症への対応」について、在宅介護実態調査では「認知症状への対応」の割合が最も高くなっています。若年期からの生活習慣病予防を含む、介護予防と保健事業の一体化をめざした健康増進施策の推進と、認知症に関する正しい理解の促進及び認知症の高齢者やその家族を支える様々な支援の強化が求められます。
- ◇「(2) 健康感と幸福感」について、前回調査と比べて、今回調査ではいずれも全体的にはやや向上している結果となりました。引き続き、施策・事業を展開することにより、高齢者のQOL（生活の質）の向上に努める必要があります。
- ◇「(4) 介護予防の推進」について、前回調査と比べて、今回調査では“介護・介助が必要”な方の増加に加え、リスク判定から全ての項目でリスクが高まっていることから、介護予防・重度化防止に資する施策・事業を一層推進する必要があります。
- ◇「(5) 高齢者の社会参加と生きがいづくり」について、前回調査と比べて、今回調査では「老人クラブ」、「自治会」活動の鈍化が見られますが、「収入のある仕事」についての伸びが見られるため、高齢者が地域において生き生きと暮らせるよう、各種団体や地域活動への支援に努めるとともに、高齢者の就労に関しても積極的に支援する必要があります。
- ◇「(6) 地域包括支援センターの認知度」について、「知らない」が40.1%となっており、認知度が高いとは言えない状況です。また、「(7) 家族や友人・知人以外の相談相手」について、「地域包括支援センター・役場」の割合が2番目に高いことから、相談窓口業務の強化と様々な支援につなげる体制づくりに努める必要があります。
- ◇「(8) 介護離職ゼロに向けて」について、介護を理由とする介護者の離職又は転職の割合は約12人に1人(8.6%)となっています。引き続き介護離職を防止するための環境整備に努める必要があります。
- ◇「(9) 成年後見制度の認知度」について、「名称も内容も知っている」の割合が約4人に1人(23.1%)となっています。引き続き、成年後見制度に対する周知啓発と制度の利用促進に努める必要があります。

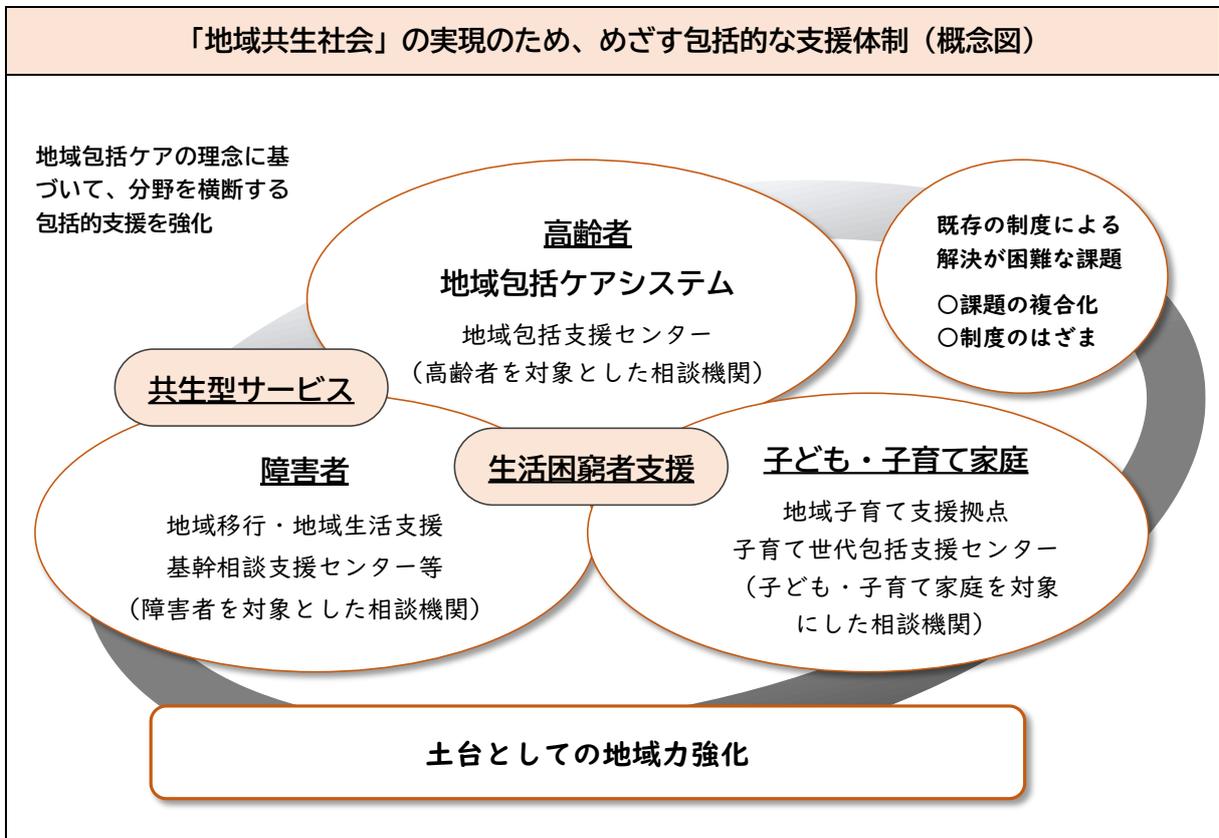
第4章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を進めますが、今後は地域包括ケアの理念を高齢者だけにとどめない包括的な概念となる「地域共生社会」の実現に向けた取組も進める必要があります。

そこで、前期計画の基本理念「ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本」を引き継ぎ、様々な施策を展開することにより、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進と地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築をめざします。



※上図のうち、本計画においては、主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

2. 計画の基本目標

以下の3つの基本目標により、本計画の基本理念の実現をめざします。

基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

特定健康診査や、各種検診、健康教室の開催、保健指導等を実施してきましたが、今後も加齢による生活動作の低下を予防するとともに、食生活の改善や運動等による健康管理等、介護予防と健康寿命の延伸に資する取組を推進します。

また、高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。さらに、高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労や地域活動、ボランティア等の機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の自主運営団体である老人クラブに対する活動を支援します。

基本目標2 安心した地域生活の支援

一人暮らし世帯の増加に伴い、地域での見守りがより一層必要となってきます。また、地域で安心した生活が送れるよう、高齢者一人ひとりの命や人権を守る施策の展開を図るとともに、今後も在宅生活が続けられるよう各種支援を充実させる必要があります。

地域のさまざまな課題に対して、地域ケア会議を通して情報を共有し、課題解決に向けた取組を行うことができるよう、関係各所の連携強化を図ります。また、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護と医療の連携が重要となってきます。高齢者の増加に伴って、認知症患者の増加が見込まれます。認知症に対する正しい理解と支援ができるよう、キャンパ・メイト及び認知症サポーターの養成を推進します。

基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

介護が必要な状態になった際には、必要なサービスを受けられるようニーズに応じたサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保や質の向上に関する取組や介護保険制度の適正な運営に努めます。

3. 施策体系

《基本理念》

ともに支え合い いきいきと笑顔で暮らせるまち 串本

施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現を目指します。



基本目標

施策項目

1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (3) 生きがいづくりと社会参加の支援

2 安心した地域生活の支援

- (1) 在宅生活の支援の充実
- (2) 家族介護者への支援
- (3) 地域包括ケア体制の強化
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 生活安全対策の推進

3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

- (1) 介護保険サービスの充実と質の向上
- (2) 介護保険事業の適正な運営

第5章 施策の展開

基本目標1 生き生きと暮らせる環境づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康の維持・増進は、高齢になっても生き生きと暮らせる心身を保つことにつながるため、若いときから心身の健康維持に努め、高齢になってもフレイル（虚弱）や介護状態になることを予防することが大切です。

身体や口腔衛生を健全に保つ意識を高める取組を進めるとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施についても検討し、効果的な事業の運営をめざします。

■施策・事業

① 健康教室や保健指導の充実

特定健康診査の受診を呼びかけるとともに、特定健康診査実施後の個別健康相談の機会を設けて個別の特定保健指導を強化し、高齢者一人ひとりの健康意識を高め、疾病等の予防と早期治療・悪化防止に努めます。また、40歳から生活習慣病予防の普及啓発と健診の普及に努め、高齢になっても要介護状態にならない健康な身体を保つ取組を進めます。

■保健に関する各種取組（見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	%	36	38	40
特定保健指導受診率	%	28	29	30
有酸素運動教室参加者	人	360	360	360
体成分分析（インボディ）測定会参加者	人	500	1,000	1,500

② 口腔ケアを通じた健康づくりの推進

口腔の健康を保つことは、日々の食事を楽しくするとともに誤嚥性肺炎の予防になる等、身体への健康づくりの第一歩です。歯科衛生士・保健師が指導する通りの場での健康チェックや栄養指導・口腔ケア等の実施、各サービス事業者が実施する口腔ケア等を通して高齢者の口腔衛生の向上に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康づくりと介護予防は表裏一体であることから、高齢者がフレイル（虚弱）や要介護状態にならないように、介護予防の取組を進めます。また、たとえフレイルや要介護状態であるとしても、早期の把握と早期の適切な対応が大切なため、各種取組を適切に活用し、高齢者の要介護状態の把握と状態改善、重度化防止を推進します。

■施策・事業

① 介護予防把握事業

相談業務や介護予防教室等の機会を活用し、要介護リスクの高い高齢者等の介護予防対象者の早期発見に努め、介護予防に関する支援につなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防についての啓発や介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に向けて、「ふれあいいきいきサロン」や老人クラブ等へ出前講座を実施します。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防（運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり・うつ予防）に関する健康教育等を拡充し、介護予防の取組を強化します。

また、地域における自主的な介護予防活動の担い手の育成・確保に努めます。

④ 一般介護予防事業評価事業

本計画に定める主な取組等の達成状況の検証と一般介護予防事業を評価し、地域における介護予防活動の進捗状況の確認及び必要な事業の検討等を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を活用し、地域における出前講座、通所、訪問、サービス担当者会議等への関与を促進することで、多職種との連携を行います。また、地域で実施されている自主活動等へ専門職種を派遣し、地域における介護予防活動の推進を図ります。

■各種事業（見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防普及啓発事業（出前講座の実施）	回	8	8	8
地域介護予防活動支援事業 （運動教室、講話、調理実習の実施）	回	9	9	9
地域リハビリテーション活動支援事業 （出前講座を実施）	回	10	10	10

(3) 生きがいつくりと社会参加の支援

高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活することができるよう、老人クラブ活動や生涯学習活動、サロン活動への支援を行います。また、雇用の場の確保、就労に向けたサポート体制を整備し、高齢になっても働ける環境を整備します。

■施策・事業

① 老人クラブ活動の支援

老人クラブ活動の広報・周知等により加入を促進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりに資する老人クラブ活動を支援します。

② 生涯学習の推進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいつくりを推進します。

③ 就労支援体制の充実

高齢者の豊富な知識や技能・経験を生かせるよう、シルバー人材センターやハローワーク等を通じた就労を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

④ サンゴの湯優待

町内に住む70歳以上の人を対象に、串本温泉浴場「サンゴの湯」の入浴優待券を発行します。



●串本町社会福祉協議会による取組（ふれあいいきいきサロン）

それぞれの地域において、閉じこもりがちな高齢者に対し、地域ごとにボランティアと当事者などが共同で企画し、活動内容を決めています。寝たきりや認知症の防止、生きがいづくり、こころの健康、地域で支え合う関係の構築等にも大きく貢献しています。引き続き支援を行い、社会参加の場を提供するよう努めます。

■各地域におけるサロン

サロン名	活動日	活動拠点
大水崎ふれあいサロン	毎月第1土曜日	大水崎会館
二色ふれあいサロン	毎月25日	二色多目的集会所
江田ふれあいサロン	毎月第3金曜日	江田会館
大島ふれあいサロン	毎月第1日曜日	大島開発センター
姫ふれあいサロン	毎月第4水曜日	姫老人憩いの家
生き生きスクール・なかみなど	毎月第3木曜日	中湊コミュニティセンター
古座ふれあいサロン	毎月第3木曜日	古座消防拠点施設
田原ふれあいサロン	毎月20日	田原山村交流センター
佐部ふれあいサロン	毎月15日	佐部集会所

資料：串本町社会福祉協議会



基本目標2 安心した地域生活の支援

(1) 在宅生活の支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、在宅生活の継続のための支援の充実を図ります。

■施策・事業

① 生活支援コーディネーター活動の充実

地域課題の共有やニーズの把握、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る「生活支援コーディネーター事業」を串本町社会福祉協議会に委託しています。生活支援コーディネーターを中心に地域包括支援センターと連携しながら地域における助け合いのシステムづくりに着手しており、町内にモデル地区を設定して地域ニーズの把握を行い、今後、参入地域を拡大していきます。

② 配食サービス

一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯等で調理が困難な人に、安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。

③ 日常生活用具給付等

高齢者に対し、安心して在宅生活を送れるよう、以下の給付等を行います。

■日常生活用具給付等の種類

給付等の種類	対象者
電磁調理器の給付	町内に住所を有する人で、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等
火災警報器の給付	概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
自動消火器の給付	概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等
老人用電話の貸与	概ね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者

④ 高齢者訪問理・美容サービス事業

在宅で生活している外出が困難な高齢者に対し、訪問による理・美容サービスを提供し、清潔で快適な在宅生活を送ることができるよう支援します。

⑤ 緊急通報システム運営事業

心身病弱な一人暮らしの高齢者や心身病弱な高齢者のみの世帯の人に対し、緊急通報装置を提供するサービスです。利用者が事故や急病の際に、緊急通報装置のボタンを押すと受信センターが応答し、協力員や消防署に連絡し、救急車の要請等を行います。

●串本町社会福祉協議会による取組

⑥ いきいきサービス事業

町内に住所を有し、介護保険事業や自立支援制度を利用できない人に対し、身体介護、生活援助、院内通院介助等、利用者が自宅で生活するために必要なサービスです。

【サービス例】

掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取り、通院時の病院内での見守り等、外出時の付き添い、その他日常生活の支援

⑦ 買物支援事業

過疎地域の高齢者世帯等で、買い物に困っている人に対して支援を行います。利用者は生活協同組合に商品を発注し、生活協同組合は串本町社会福祉協議会に商品を発送、串本町社会福祉協議会は利用者へ商品を配送する仕組みのサービスです。

⑧ 愛の日の行事

町内に住所を有する寝たきりの高齢者等に対し、愛の訪問一声・あいさつ運動の推進・啓発活動の推進を行い、福祉の向上を図ります。また、年1回対象の人に見舞い品を届けます。

⑨ 小地域見守り活動

自立機能が低下してきた高齢者等に対し、孤独死の防止、孤独感の解消のため、地域のボランティアが定期的に訪問し安否確認を行う等、地域での見守り活動を推進します。

(2) 家族介護者への支援

相談支援の充実や介護に関する情報の提供等により、介護家族等が少しでも不安や困りごとを解消できるよう努めるとともに、介護者同士の情報交換が行えるよう交流の促進を図ります。また、家族介護者の経済的負担の軽減と介護用品の支給や福祉用具の貸出等を行います。

■施策・事業

① 家族介護用品支給事業

世帯全員が市町村民税非課税の要介護4または要介護5の在宅高齢者を介護する家族、または世帯全員が所得税非課税、かつ、本人が住民税非課税の世帯のうち、常時失禁のある在宅要介護者を介護する家族に対し、紙おむつ、尿とりパットを支給し、経済的負担の軽減に努めます。

② 認知症家族交流会事業（認知症の人と家族の会）

認知症高齢者を介護する家族の精神的負担の軽減等を目的とし、介護者が相互に交流でき、地域包括支援センター職員やアドバイザーが相談を受ける「認知症の人と家族の会」を開催します。

●串本町社会福祉協議会による取組

③ 福祉用具の貸出・あっせん

65歳以上の高齢者等に対し、短期間での福祉車両や車いすの貸出（介護保険事業優先）、各種介護用品のあっせんを行います。



(3) 地域包括ケア体制の強化

地域包括ケアシステムを推進するため、総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議等を通して関係者間で地域課題等の情報共有と多職種による連携により、高齢者等の地域住民に対する適切な支援につなげます。

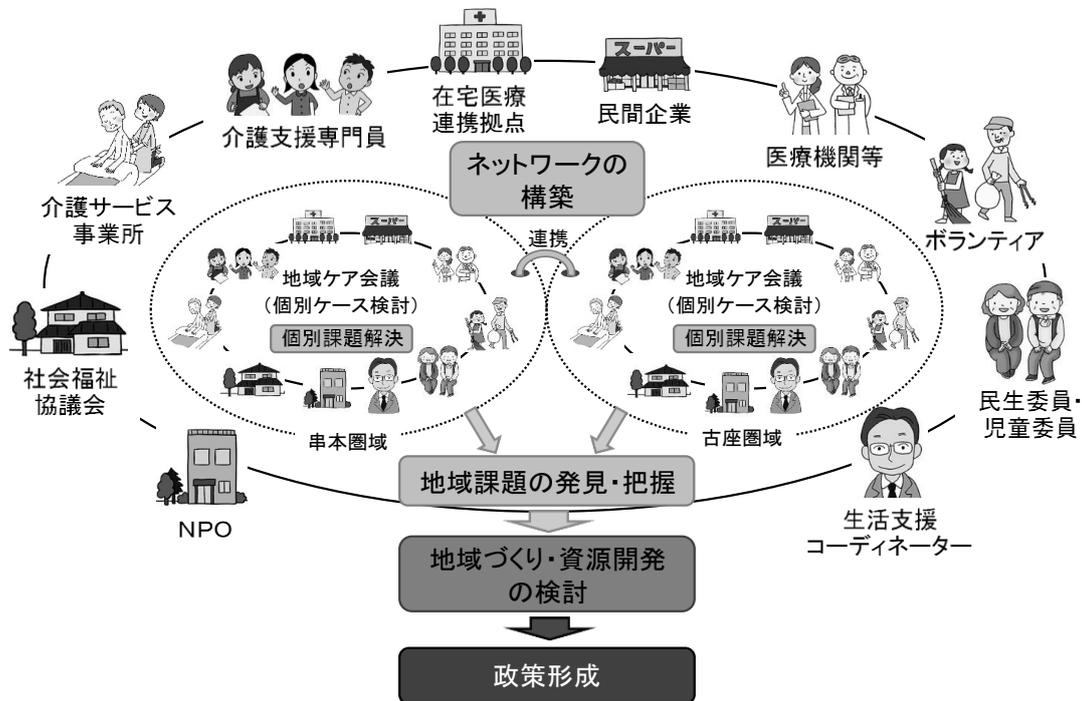
また、在宅介護の必要性は年々高まっているとともに、今後は医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ多様な状態の方が増加する可能性があり、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層重要となります。高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、医療・介護連携の強化を推進し、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

■施策・事業

① 地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議により個別事例や生活エリアごとの課題について検討し、関係者間で地域課題の共有を行います。

■地域ケア会議について

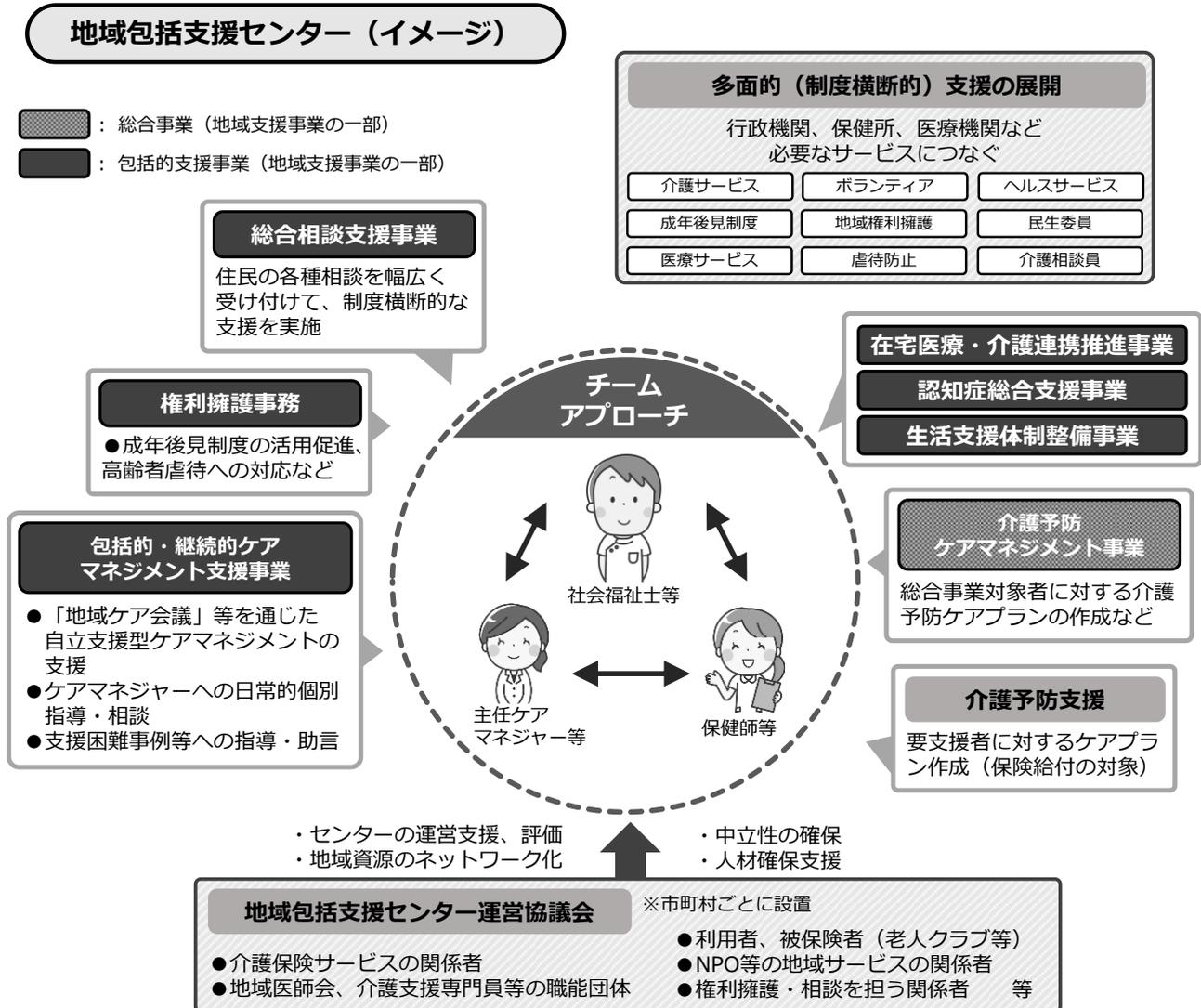


② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者に関する総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援に加え、地域ケア会議の実施、在宅医

療・介護連携の推進、生活支援体制の整備、認知症に関する取組を行っています。

高齢者に関する様々な状況に対応できるよう、専門職等の人員確保と職員の資質の向上、業務の客観的評価等への取組等により、機能強化に努めます。



③ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が在宅での生活が継続できるよう、医療と介護の連携に資する会議の実施や研修会の開催、情報提供の充実等に取り組むことにより、在宅医療・介護に関する関係者の連携を推進します。

④ かかりつけ医制度の推進

かかりつけ医をもつことにより、日常の健康管理の相談等を行えるうえに緊急時や入院等への対応も支援していただける等、高齢者の在宅生活にとって心強いため、引き続き、かかりつけ医制度の必要性について周知を図ります。

(4) 認知症施策の推進

本町では、後期高齢者数の増加に伴う認知症高齢者の増加が予測されています。

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成研修等の実施、サロン等への出前講座の開催等により、認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう取り組みます。

■施策・事業

① 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成の充実

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成をしていくことが大切です。また、県や地域包括支援センターと連携して、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する研修の充実や、認知症サポーターによる「チームオレンジ」活動の立ち上げ支援等に努めます。

■認知症サポーター、キャラバン・メイト

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター受講者数	人	845	865	885	905
キャラバン・メイト登録者数	人	24	26	28	30

② 認知症ケアパスの普及と活用

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）の普及を図ります。

③ 認知症初期集中支援チームの活用

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族へ早期診断・早期対応に向けた支援を行います。また、認知症地域支援推進員に対して、具体的な支援方法の検討や定期的な情報共有等の連携を強化します。

④ 認知症地域支援推進員

認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業所等、地域において認知症の人を支援する関係機関の連携を図ります。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

(5) 権利擁護の推進

高齢者の人権と意思を尊重するため、虐待防止と権利擁護を推進することが必要です。高齢者虐待に対する関心を高め、虐待予防と早期発見・早期対応を図る体制の構築に努めるとともに、高齢や認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携を図り、成年後見制度の利用につなげる等の支援を行います。

■施策・事業

① 成年後見制度利用支援事業

町内に住所を有し、後見等を必要とする人に対して、成年後見制度の利用を支援します。支援の必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知を図ります。

② 高齢者の虐待防止

高齢者虐待の通報窓口を充実させるとともに、広報紙やホームページ等を通して、通報窓口の周知を図ります。また、介護する人が「介護うつ」にならないよう、地域包括支援センター等の相談窓口を充実させます。

●串本町社会福祉協議会による取組

③ 法律相談

町内に住所を有する高齢者に対し、弁護士が相談員となり、民法上の相談を中心に法律に関する相談に応じるサービスです。町内に住む全ての高齢者の権利が守られるよう、事業の周知を図ります。

(6) 生活安全対策の推進

いつ起こるとも知れない災害に対して「串本町地域防災計画」に沿った体制づくりや、犯罪や詐欺被害の防止、交通安全対策の取組を推進することにより、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく国や県と整合する取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保します。

■施策・事業

① 災害時支援体制の構築

自治会、民生委員、福祉委員、串本町社会福祉協議会等の協力を得て、日頃から要支援者を地域で把握して見守ることができる自主防災力の強化に努めます。また、大規模災害の初動時に、地域住民が協力をして、支援が必要な高齢者等の避難誘導や安否確認が行えるよう「避難行動要支援者名簿」の登録を促進します。

② 福祉避難所の指定

串本町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した際に、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者等に対し指定施設への入所の斡旋を行います。指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえて、バリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努めます。

③ 消費者被害の防止

高齢者を狙った詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう、広報紙・ホームページ等での周知や警察等の関係機関との連携による啓発に努めます。

④ 交通安全対策の推進

高齢者が被害者または加害者となる交通事故を防止するため、交通安全教室の開催、交通安全意識向上のための啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を推奨することにより高齢者の安全・安心を高めます。

⑤ 感染症対策の推進

本計画に関する全ての施策・事業については、マスクの着用、手洗いの励行、「3密」（密集、密接、密閉）の回避等の「新しい生活様式」に基づく新型コロナウイルス対策をはじめ、あらゆる感染症に対する必要な対策を講じるとともに、地域における日常生活においても「新しい生活様式」が行き届くよう普及啓発に努めます。

●串本町社会福祉協議会による取組

⑥ 災害時要援護者避難訓練への助成

災害時要支援者避難訓練を実施する地区に10万円の実施費用を助成します。



基本目標3 介護保険事業の適正化と円滑な運営

(1) 介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする方が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本町における介護保険サービスの量と質の維持に努めます。

■施策・事業

① 介護保険サービスの充実

居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。

地域密着型サービスについては、ニーズに対応したサービス基盤整備に努めます。

施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がその状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、供給量と質の確保に努めます。

② 介護保険制度や各種サービスの周知

介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報や、各種講座やイベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。

③ 介護保険サービス事業者への指導・助言

利用者から寄せられる相談や苦情について事業者連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

介護保険サービス事業者に実地指導や集団指導を行うとともに、調査状況の公表や介護給付費通知の実施等、給付費の適正化も併せて行う等、事業者指導の強化を図ります。

④ 介護支援専門員への支援

地域包括支援センターにおいて介護支援専門員への個別相談や情報提供等の支援を行う

とともに、地域ケア会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図り、解決方策の検討等を行います。また、県等が主催する研修会への参加等により、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

⑤ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

介護人材の確保・定着を図るため、各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組みます。

介護人材の確保・定着に向けて、処遇の改善や就労環境の整備、幅広い年齢層や他業種からの新規参入の促進、離職した人材の復職・再就職支援、介護の仕事の魅力向上、外国人人材の受入環境の整備等も重要であることから、関係機関や事業者等と連携して取組を進めます。

⑥ 事業者の評価・公表と指導

サービスの向上につなげるため、介護保険サービス事業者のサービスに関する自己評価や第三者評価の普及と促進に向けた働きかけを行います。また、町内の指定事業者に対して制度内容の周知・助言や実地指導を実施します。

⑦ 共生型サービスへの取組

障がいのある人が高齢になっても同一の事業所で引き続きサービスを受けられるよう、障がい福祉サービス事業者が介護保険サービスを提供できる「共生型サービス」の実施について勧奨していきます。



(2) 介護保険事業の適正な運営

今後、さらに高齢化率が高まる中、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組めます。

■施策・事業

① 要介護認定の適正化

居宅介護支援事業所等の外部機関に委託した区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査について、認定調査票の点検を実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。点検は、「調査項目の選択肢と特記事項の記載内容に矛盾がないか」「特記事項に判断基準となり得る事項が記載されているか」といった視点で行い、必要に応じて認定調査員への内容確認を行います。

■認定調査票の点検

令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件	全件	全件

認定調査員への研修の機会として、厚生労働省が整備する認定調査員向けe-ラーニングシステムを活用したテストの受講を奨励し、認定調査の質の向上を図ります。

■認定調査員向けe-ラーニングシステムによる質の向上

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回	1回	1回

厚生労働省が整備する要介護認定適正化事業業務分析システムを用いて、本町の認定調査の結果において、統計の平均値から乖離している調査項目を分析することで、認定調査の判定基準の統一を図ります。

■要介護認定適正化事業業務分析システムによる認定調査の検証

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2回	2回	2回

② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の内容について、事業者書類提供を求め点検を実施することで、適切なサービスの確保につなげます。

町内の居宅介護支援事業所を対象に、ケアプランの点検対象を任意で抽出し、書類の提供を求め、内容を点検・評価し、必要に応じて介護支援専門員との面談を行います。

■ケアプランの点検

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2件	2件	2件

③ 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の利用について、改修内容や利用状況を点検・確認することにより、対象者の身体状況や日常生活動線に応じた適正な給付につなげます。

住宅改修について、居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請に際し、改修工事前の事前協議により、写真、見積書、理由書等の点検を行います。また、施工後は、完成写真により施工状況を確認します。必要に応じて介護支援専門員や事業者への確認や現地確認を行います。

福祉用具の利用について、福祉用具の必要性や利用状況等、必要に応じて確認します。

■住宅改修の点検

令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件	全件	全件

④ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療情報との突合を行うことにより、過誤請求や不正請求の発見、防止につなげます。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、同連合会から提供される帳票について「医療保険と介護保険が重複して請求されていないか」等の視点から点検を行い、必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につなげます。

■医療情報との突合

令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件	全件	全件

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見し適正な給付につなげます。

和歌山県国民健康保険団体連合会との連携により、国が示す有効性が高い帳票を対象に

点検を行います。必要に応じて事業者への内容確認を行い、過誤請求等の発見につなげます。

■縦覧点検

令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件	全件	全件

⑤ 介護給付費通知

介護保険サービス事業者からの請求に基づき、利用者に対し介護サービスの利用状況を通知することにより、利用状況の確認や制度への理解を深めるとともに、適正な請求に向けた抑止効果となるよう実施します。

■介護給付費通知

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2回	2回	2回

⑥ 業務効率化の推進

今後、指定申請の提出項目の削減と様式の統一や実地指導の標準化・効率化、ウェブ入力・電子申請等のICT等の活用に向けた取組を推進し、文書負担を軽減します。

また、介護専門職が担うべき業務の重点化等の業務仕分け、元気な高齢者による介護現場への就労や有償ボランティアの実施、介護ロボットやセンサー・ICTの活用等により、介護現場の革新と担い手不足の解消をめざします。

第6章 介護保険事業の推進

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。在宅生活を継続するためにも大切なサービスであり、サービスの質の向上を図りながら、提供体制の充実に努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問介護	回/月	7,023	7,537	7,689	7,636	7,734	7,707
	人/月	349	372	384	389	392	391

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

疾病等を抱えている人に対して、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療を行うサービスです。施設療養から在宅療養へ移行する高齢者が増えることが見込まれるため、訪問看護ステーション等と医療機関との連携を強化し、終末期医療を含めた在宅生活体制の充実を図ります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問看護	回/月	956	1,024	1,043	1,043	1,043	1,043
	人/月	79	86	91	95	95	95
介護予防 訪問看護	回/月	69	46	84	81	81	81
	人/月	8	6	8	8	8	8

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。退院直後や生活機能が低下した際に、福祉用具使用の指導との組み合わせ等による計画的・集中的なサービスの実施等、提供体制の充実を図ります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問リハビリテ- ーション	回/月	103	167	322	386	386	386
	人/月	7	13	24	27	27	27
介護予防 訪問リハビリテ- ーション	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が、通院困難な要介護者等に対し、療養上の管理指導を行うサービスです。適正なケアマネジメントが図られるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅療養管理指導	人/月	17	31	55	56	57	57
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	2	2	1	1	1	1

(6) 通所介護

デイサービスセンターで、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。利用希望者が円滑に利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所介護	回/月	2,070	2,234	2,158	1,845	1,878	1,860
	人/月	252	268	236	222	226	224

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。高齢者一人ひとりに応じたプログラムが提供できるよう、サービス内容の充実と提供体制の確保に努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所リハビリテーション	回/月	514	488	428	508	508	508
	人/月	70	68	57	66	66	66
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	9	14	11	13	13	13

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期間入所して、食事や入浴、排せつ等の支援や機能訓練等を提供するサービスで、利用者家族が病気や冠婚葬祭、出張等で、一時的に在宅介護が難しいときも利用できます。利用者とその家族が必要なときに利用できるよう、サービスの周知を図るとともに、事業所との連携強化に努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所生活介護	回/月	1,697	1,795	1,770	1,838	1,872	1,859
	人/月	131	137	115	120	122	121
介護予防 短期入所生活介護	回/月	4	1	0	1	1	1
	人/月	1	0	0	1	1	1

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や診療所・病院等に短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士、作業療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行うサービスで、利用者家族が病気や冠婚葬祭、出張等で、一時的に在宅介護が難しいときも利用できます。利用者とその家族が必要なときに利用できるよう、サービスの周知を図るとともに、事業所との連携強化に努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所療養介護	回/月	81	77	12	29	29	29
	人/月	12	11	5	7	7	7
介護予防 短期入所療養介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスです。福祉用具が適切に利用されるよう、周知・啓発を行うとともに、介護給付適正化システムを活用して、適切な利用が図られるよう指導を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
福祉用具貸与	人/月	365	384	401	403	406	403
介護予防 福祉用具貸与	人/月	62	69	74	74	74	73

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、その用途が「貸与にはなじまないもの」を販売します。

福祉用具が適切に利用されるよう、周知・啓発を行うとともに、介護給付適正化システムを活用して、適切な利用が図られるよう指導を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定福祉用具購入費	人/月	9	8	7	6	6	6
特定介護予防 福祉用具購入費	人/月	3	3	2	2	2	2

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等、個人に合った住宅改修を行うことで、できるだけ自立した在宅生活を送ることができるよう支援するサービスです。住宅改修の必要な人に適切に利用されるよう、介護給付適正化に基づいて、施工前の実態確認と、施工後の住宅改修の状況の点検を行い、住宅改修の効果を把握・検証します。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
住宅改修	人/月	9	10	8	6	6	6
介護予防 住宅改修	人/月	6	7	3	3	3	3

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練等を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。

今後、多様な住まいの選択肢として、利用者のニーズに対応できるよう努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定施設入居者 生活介護	人/月	6	7	9	9	9	9
介護予防 特定施設入居者 生活介護	人/月	1	1	0	0	0	0

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護を必要とする人が、介護保険サービスやその他保健福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者にとって最適なケアプラン（居宅サービス計画）を立案し、介護が必要となってもできる限り自立した生活が送れるよう努めます。

また、適切なケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

要支援1・2の人に対し、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用することができるよう、サービス利用者にとって最適な介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）を立案し、要介護状態にならないよう努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護支援	人/月	629	666	665	671	677	672
介護予防支援	人/月	76	87	91	92	92	91

2. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。サービスの利用が必要な人が適正に利用できるよう、サービスの充実、整備に努めます。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	1	0	0	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護や、通報を受けて対応する訪問介護を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

急性を除く認知症高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等で食事や入浴、排せつ等の介護や生活相談等の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型 通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型 通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の希望等に応じ、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、在宅での生活の継続を支援するサービスです。在宅介護の継続を求める人は多く、今後の需要の増加が見込まれます。そうした希望に応じられるよう、関係事業所の現状を把握し、支援をしていきます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小規模多機能型 居宅介護	人/月	15	16	16	17	17	17
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人/月	1	2	4	4	4	4

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

急性を除く認知症高齢者に対して、少人数の共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴や排せつ、食事の介護等、日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。高齢者の増加に合わせて、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症になっても、地域生活が継続できるよう、サービスの充実に努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型 共同生活介護	人/月	29	29	33	34	34	34
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅で、要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人/月	1	1	0	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入浴・排せつ・食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。一人でも多くの方が地域生活へ復帰ができるよう、サービスの質の向上と効果的な支援ができるよう努めます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	47	50	52	52	52	52

(8) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。現在、本町には当サービスを提供している事業者はありません。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
看護小規模多機能 型居宅介護	人/月	0	1	0	0	0	0

(9) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を行うサービスです。地域包括ケアシステムの充実を図る観点から、サービス基盤の整備を行い、利用を希望する人が適切に利用できるよう支援していきます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
地域密着型通所介護	回/月	765	907	970	959	959	959
	人/月	92	109	106	106	106	106



(10) 地域密着型サービスの見込み（一覧）

本町における地域密着型サービスの見込みを以下にまとめます。なお、サービス量が見込まれないサービスについては、今後のサービスの提供の可能性について探っていきます。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	16	17	17	17
認知症対応型共同生活介護	人/月	33	34	34	34
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	52	52	52	52
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人/月	106	106	106	106
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	4	4	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0

3. 介護施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者のための施設で、入浴・排せつ・食事等の日常の世話や介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	人/月	114	120	122	125	125	125

(2) 介護老人保健施設

入所者に対し、リハビリテーション等の医療サービスを行い、地域生活への復帰をめざすために、ケアプランに基づき、医学的管理のもと、看護、リハビリテーション、入浴・排せつ・食事等の日常の世話や、日常生活上の介護等を受けることができます。関係者が連携をとって効果的なリハビリテーションを実施できる体制を整え、在宅生活が可能な人を地域生活に移行できるよう努めます。リハビリテーション専門職や看護職員等の医療専門職が多く働く介護老人保健施設のノウハウ等を地域で活用できるよう、サービスの質の向上を図ります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人保健施設	人/月	111	117	121	124	124	124

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設（療養型病床等）は、主に長期にわたり療養を必要とする患者を入所させることを目的とした施設です。

介護療養型医療施設については令和5（2023）年度までに介護医療院に移行するものとし、第8期計画期間中においては継続としています。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護療養型医療施設	人/月	13	6	6	5	5	5

(4) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

本町では、令和4（2022）年を目途にくしもと町立病院も参入予定です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護医療院	人/月	0	1	19	19	19	19

4. 基盤整備について

(1) 地域密着型サービスの整備状況と利用定員

		第7期	第8期計画		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	2	2	2	2
	定員	49	49	49	49
認知症対応型共同生活介護	施設数	1	1	1	1
	定員	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	施設数	1	1	1	1
	定員	29	29	29	29
地域密着型通所介護	施設数	1	1	1	1
	定員	19	19	19	19

(2) 施設サービスの整備状況と利用定員

		第7期	第8期計画		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	施設数	1	1	1	1
	定員	70	70	70	70
介護老人保健施設	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
介護医療院	施設数	1	1	1	1
	定員	19	19	19	19

※町内の事業所・定員のみ

5. 介護保険サービスの量の見込み

(1) 介護サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス								
訪問介護	回／月	7,636	7,734	7,707	7,582	7,318	7,076	6,478
	人／月	389	392	391	386	374	361	327
訪問入浴介護	回／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回／月	1,043	1,043	1,043	1,043	1,009	964	867
	人／月	95	95	95	95	92	88	79
訪問リハビリテーシ ョン	回／月	386	386	386	386	351	351	342
	人／月	27	27	27	27	25	25	24
居宅療養管理指導	人／月	56	57	57	56	55	52	48
通所介護	回／月	1,845	1,878	1,860	1,845	1,788	1,722	1,563
	人／月	222	226	224	222	215	207	188
通所リハビリテーシ ョン	回／月	508	508	508	508	493	471	425
	人／月	66	66	66	66	64	61	55
短期入所生活介護	日／月	1,838	1,872	1,859	1,822	1,776	1,723	1,553
	人／月	120	122	121	119	116	113	101
短期入所療養介護 (老健)	日／月	13	13	13	13	13	13	13
	人／月	5	5	5	5	5	5	5
短期入所療養介護 (病院等)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介 護医療院)	日／月	16	16	16	16	16	16	16
	人／月	2	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	人／月	403	406	403	399	386	374	340
特定福祉用具購入費	人／月	6	6	6	6	6	6	6
住宅改修費	人／月	6	6	6	6	6	6	6
特定施設入居者生活介護	人／月	9	9	9	9	9	9	9

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	17	17	17	17	17	17	15
認知症対応型共同生活介護	人／月	34	34	34	34	33	32	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	52	52	52	52	50	49	45
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	959	959	959	959	931	887	800
	人／月	106	106	106	106	103	98	88
③施設サービス								
介護老人福祉施設	人／月	125	125	125	125	120	116	108
介護老人保健施設	人／月	124	124	124	125	121	115	106
介護療養型医療施設	人／月	5	5	5				
介護医療院	人／月	19	19	19	25	25	24	24
④居宅介護支援	人／月	671	677	672	665	647	622	564

(2) 介護予防サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス								
介護予防 訪問入浴介護	回／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	回／月	81	81	81	81	81	81	59
	人／月	8	8	8	8	8	8	6
介護予防 訪問リハビリテーション	回／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	人／月	1	1	1	1	1	1	1
介護予防 通所リハビリテーション	人／月	13	13	13	13	13	12	10
介護予防 短期入所生活介護	日／月	1	1	1	0	0	0	0
	人／月	1	1	1	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人／月	74	74	73	72	72	67	57
特定介護予防 福祉用具購入費	人／月	2	2	2	2	2	2	2
介護予防 住宅改修費	人／月	3	3	3	3	3	3	2
介護予防 特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応 型通所介護	回／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人／月	4	4	4	4	4	4	3
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	人／月	92	92	91	89	89	84	71

6. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス							
訪問介護	251,614	254,995	254,080	249,955	241,197	233,261	213,677
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	42,614	42,638	42,638	42,638	41,197	39,406	35,463
訪問リハビリテーション	12,612	12,619	12,619	12,619	11,481	11,481	11,215
居宅療養管理指導	5,469	5,573	5,573	5,472	5,373	5,080	4,688
通所介護	187,932	191,616	189,842	188,037	181,983	175,467	159,619
通所リハビリテーション	55,678	55,709	55,709	55,709	54,083	51,348	46,984
短期入所生活介護	184,070	188,088	186,563	182,603	177,868	172,636	156,006
短期入所療養介護（老健）	1,510	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	2,513	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515
福祉用具貸与	53,921	54,538	54,056	53,303	51,479	49,926	45,615
特定福祉用具購入費	1,864	1,864	1,864	1,864	1,864	1,864	1,864
住宅改修費	6,531	6,531	6,531	6,531	6,531	6,531	6,531
特定施設入居者生活介護	18,082	18,092	18,092	18,092	18,092	18,092	18,092
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	37,793	37,814	37,814	37,814	37,814	37,814	32,955
認知症対応型共同生活介護	109,550	109,611	109,611	109,611	106,307	103,174	99,870
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	192,699	192,806	192,806	192,806	185,210	181,587	166,568
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	79,371	79,416	79,416	79,416	77,011	73,529	66,652

単位：千円／年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
③施設サービス							
介護老人福祉施設	388,476	388,692	388,692	388,422	373,020	360,451	335,526
介護老人保健施設	363,123	363,325	363,325	366,364	354,543	336,822	310,867
介護医療院	124,910	124,980	124,980	157,823	157,823	151,261	151,261
介護療養型医療施設	16,459	16,468	16,468				
④居宅介護支援	120,456	121,712	120,738	119,391	116,101	111,636	101,457
介護サービスの総給付費	2,257,247	2,271,113	2,265,443	2,272,496	2,203,003	2,125,392	1,968,936

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 介護予防サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,143	3,145	3,145	3,145	3,145	3,145	2,264
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	64	64	64	64	64	64	64
介護予防通所リハビリテーション	5,446	5,449	5,449	5,449	5,449	4,979	4,259
介護予防短期入所生活介護	50	50	50	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,530	3,530	3,479	3,428	3,428	3,199	2,728
特定介護予防福祉用具購入費	545	545	545	545	545	545	545
介護予防住宅改修	2,498	2,498	2,498	2,498	2,498	2,498	1,788
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
②地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,480	3,482	3,482	3,482	3,482	3,482	2,612
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	4,914	4,917	4,863	4,756	4,756	4,489	3,795
介護予防サービスの総給付費	23,670	23,680	23,575	23,367	23,367	22,401	18,055

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

7. 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付見込額

単位：千円／年

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1	介護サービス 給付費	2,257,247	2,271,113	2,265,443	2,272,496	2,203,003	2,125,392	1,968,936
2	介護予防サービス 給付費	23,670	23,680	23,575	23,367	23,367	22,401	18,055
3	総給付費（1＋2）	2,280,917	2,294,793	2,289,018	2,295,863	2,226,370	2,147,793	1,986,991
4	特定入所者介護 サービス費等給付額	96,844	89,219	88,515	87,823	86,088	82,260	72,877
5	高額介護サービス費 等給付額	43,979	43,900	43,558	43,216	42,361	40,480	35,863
6	高額医療合算介護 サービス費等給付額	5,407	5,425	5,383	5,340	5,235	5,002	4,432
7	算定対象審査支払 手数料	1,786	1,792	1,778	1,764	1,729	1,652	1,464
8	標準給付費 (3～7の合計)	2,428,933	2,435,129	2,428,252	2,434,007	2,361,783	2,277,188	2,101,626

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費見込額

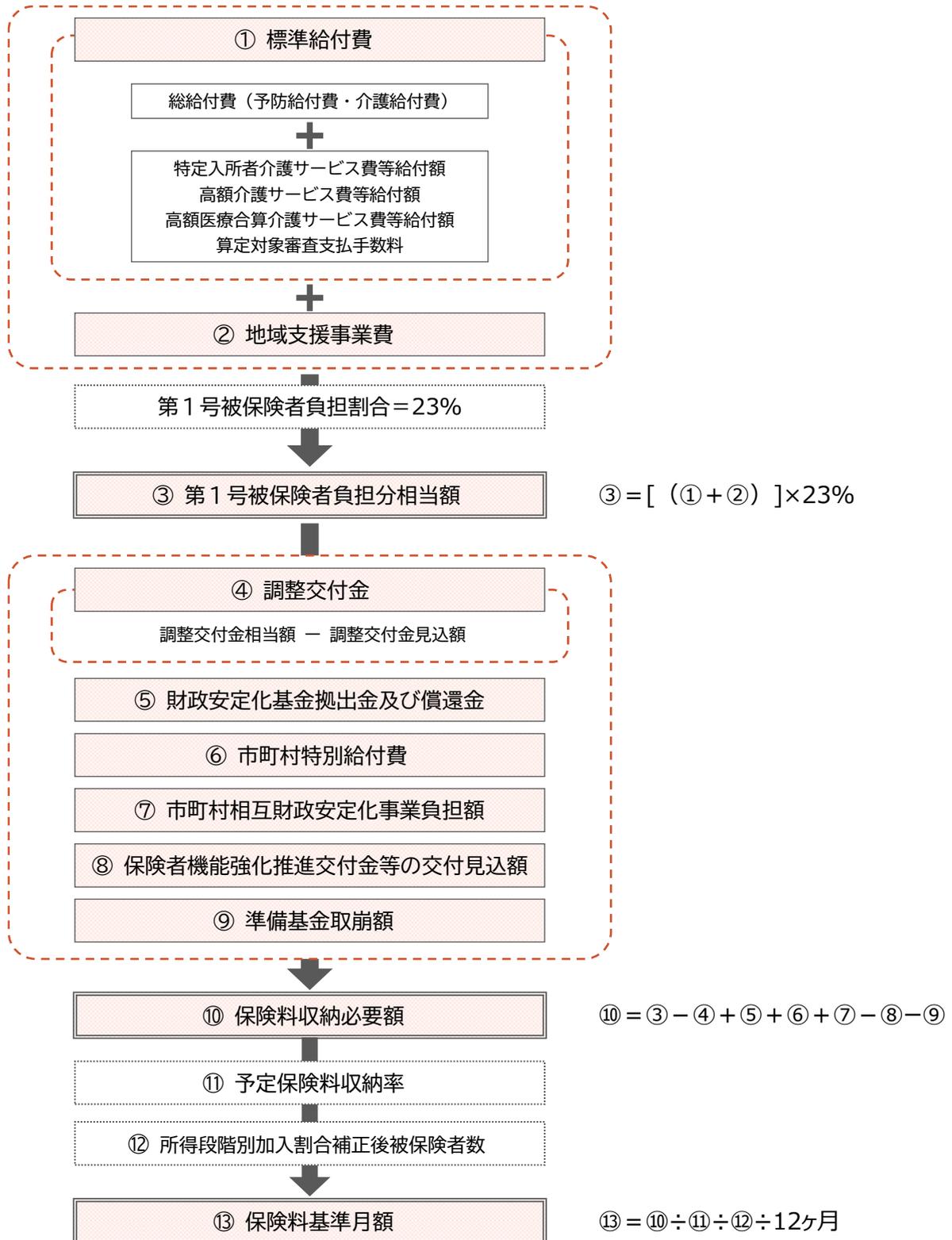
単位：千円/年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1 介護予防・日常生活支援 総合事業費							
(1)訪問型サービス事業費	35,692	35,692	35,692	32,020	28,243	24,305	20,691
(2)通所型サービス事業費	39,572	39,572	39,572	35,500	31,313	26,947	22,940
(3)介護予防ケアマネジ メント事業費	2,363	2,363	2,363	2,518	2,402	2,136	1,774
(4)介護予防把握事業	78	78	78	83	79	71	59
(5)上記以外の介護予防・ 日常生活総合事業	365	365	365	389	371	330	274
介護予防・日常生活支援総 合事業費 計	78,070	78,070	78,070	70,510	62,408	53,788	45,737
2 包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） 及び任意事業費							
(1)包括的支援事業費	17,706	17,706	17,706	16,402	14,546	12,657	11,047
(2)任意事業費	26,606	26,449	25,955	24,646	21,857	19,019	16,600
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営）及 び任意事業費 計	44,312	44,155	43,661	41,047	36,402	31,676	27,647
3 包括的支援事業（社会保 障充実分）							
(1)在宅医療・介護連携推 進事業	439	439	439	439	439	439	439
(2)生活支援体制整備事業	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184
(3)認知症初期集中支援推 進事業	15	15	15	15	15	15	15
包括的支援事業（社会保 障充実分） 計	5,638	5,638	5,638	5,638	5,638	5,638	5,638
地域支援事業費 計	128,020	127,862	127,369	117,195	104,448	91,102	79,021

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

8. 介護保険料の算定

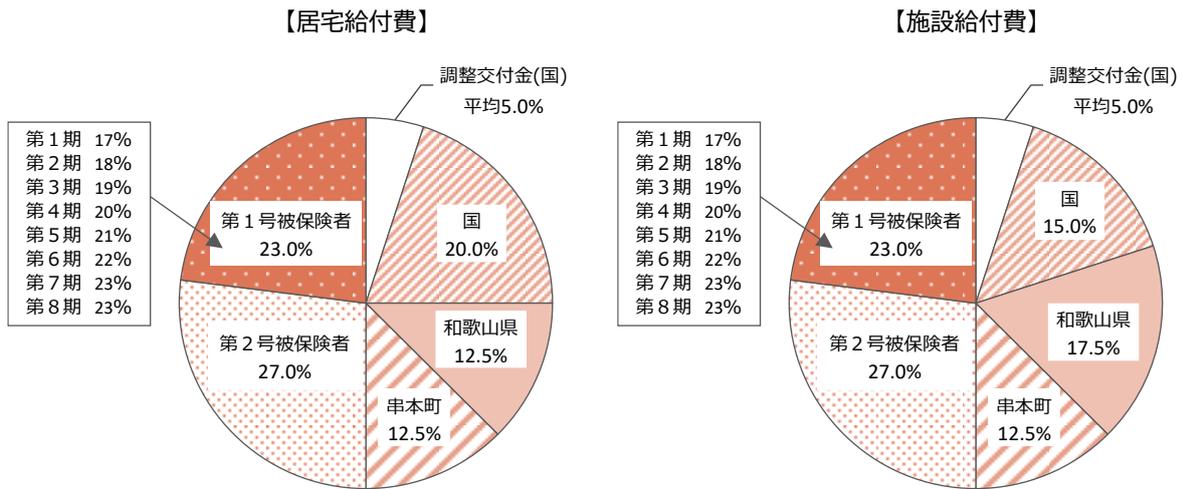
(1) 保険料算定の手順



(2) 介護保険の財源構成

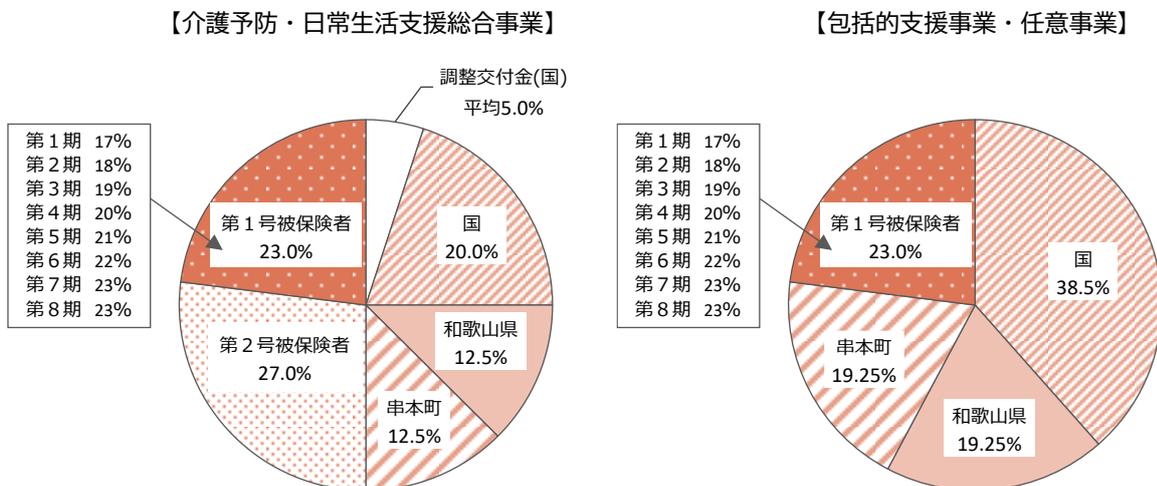
介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となっています。そのうち第8期における第1号被保険者の保険料負担割合は、第7期と同じ23%で設定されています。

《介護保険の財源構成》



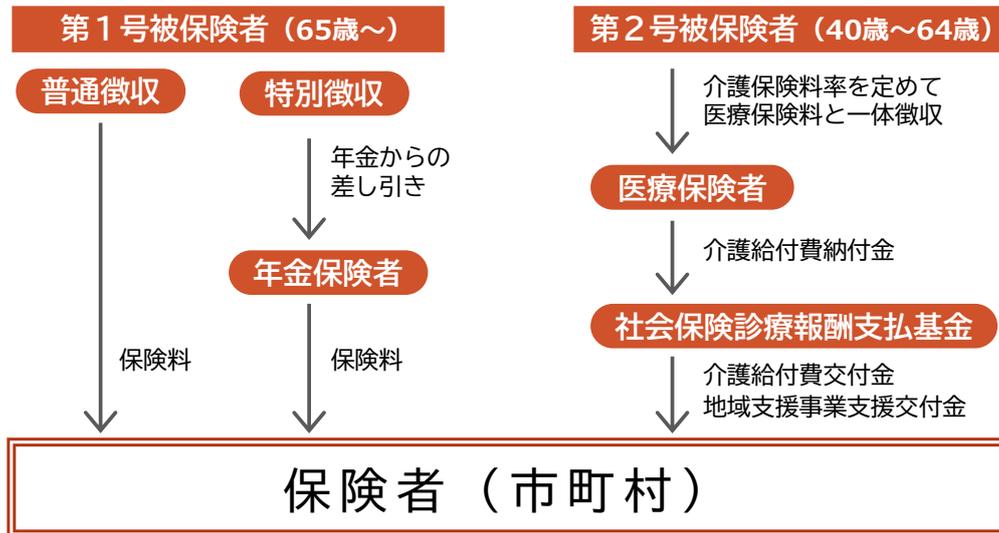
地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、上記の居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、普通徴収と特別徴収がありますが、過去の収納状況を勘案し、第8期の予定保険料収納率は99.0%を見込んでいます。



(4) 第1号被保険者(65歳以上の人)で負担すべき経費

ここまでに示した給付費や負担構造等から、第8期においては第1号被保険者の保険料として、約13億7,900万円を収納する必要があることとなりますが、予定保険料収納率を考慮すると、約13億9,300万円を徴収する想定で保険料を算定する必要があります。

(単位：円)

		第8期			
		合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	標準給付費見込額	7,292,313,888	2,428,933,159	2,435,128,927	2,428,251,802
B	地域支援事業費	383,385,802	128,019,617	127,862,403	127,503,782
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	234,209,589	78,069,863	78,069,863	78,069,863
D	第1号被保険者負担分相当額	1,765,410,929	588,099,138	589,488,006	587,823,784
			(A+B) × 23%		
E	調整交付金相当額	376,326,174	125,350,151	125,659,940	125,316,083
			(A+C) × 5%		
F	調整交付金見込交付割合		9.87%	9.65%	9.55%
G	調整交付金見込額	729,319,000	247,441,000	242,524,000	239,354,000
			(A+C) × F		
H	財政安定化基金拠出金見込額	0	/		
I	財政安定化基金償還金	0			
J	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	6,000,000			
K	準備基金の残高(R2年度末の見込額)	150,000,000			
L	準備基金取崩額	27,500,000			
M	保険料収納必要額	1,378,918,103			
N	予定保険料収納率	99.00%	/		
O	予定保険料収納率を考慮した必要額	1,392,846,568			

(5) 所得段階の設定

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である9段階を基本とします。

なお、低所得層（第1段階・第2段階・第3段階）の負担軽減措置として、国・県・町の一般財源の投入により、保険料の軽減が継続して行われる見込みです。

■段階区分と保険料率

第8期計画期間		
所得段階	保険料率 (実質負担率※)	対 象 者
第1段階	基準額×0.50 (0.30)	本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者
		本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.75 (0.50)	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の人
第3段階	基準額×0.75 (0.70)	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の人
第4段階	基準額×0.90	本人が町民税非課税の人のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に町民税課税人がいる人
第5段階	【基準額】	本人が町民税非課税の人のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円超で、同じ世帯に町民税課税人がいる人
第6段階	基準額×1.20	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額×1.30	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	基準額×1.50	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	基準額×1.70	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人

※実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。

(6) 所得段階別第1号被保険者数

前掲の所得段階別の第1号被保険者数については、次のように見込んでいます。

■所得段階別被保険者数

(単位：人)

所得段階	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2021)	令和5年度 (2021)	第8期合計	構成比
第1段階	1,740	1,717	1,687	5,144	24.7%
第2段階	1,099	1,085	1,065	3,249	15.6%
第3段階	712	702	690	2,104	10.1%
第4段階	557	549	540	1,646	7.9%
第5段階	740	730	717	2,187	10.5%
第6段階	1,007	994	976	2,977	14.3%
第7段階	803	792	778	2,373	11.4%
第8段階	232	229	225	686	3.3%
第9段階	155	153	150	458	2.2%
計	7,045	6,951	6,828	20,824	100.0%

保険料率で補正した第1号被保険者数（合計）

(単位：人)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2021)	令和5年度 (2021)	第8期合計
補正第1号被保険者	6,333	6,249	6,138	18,720

(7) 第1号被保険者の介護保険料

介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等をもとに計算した、第1号被保険者の保険料は次のとおりです。

年額保険料基準額：74,400円（月額6,200円）

(8) 介護保険料基準額（月額）の内訳

(単位：円)

所得段階	保険料率 (実質負担率※1)	月額	年額※2
第1段階	0.50	3,100	37,200
	(0.30)	1,860	22,300
第2段階	0.75	4,650	55,800
	(0.50)	3,100	37,200
第3段階	0.75	4,650	55,800
	(0.70)	4,340	52,000
第4段階	0.90	5,580	66,900
第5段階	【基準額】	6,200	74,400
第6段階	1.20	7,440	89,200
第7段階	1.30	8,060	96,700
第8段階	1.50	9,300	111,600
第9段階	1.70	10,540	126,400

※1 実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。

※2 年額は100円未満切り捨てです。(課料額)

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係課の連携強化

本計画は、介護保険事業・保健福祉分野だけでなく、生涯学習・地域活動・就労等の環境整備等、高齢者の暮らしを支える計画と言えます。そのため、保健・福祉・介護部門の連携体制の強化と庁内関係課との情報共有・協力体制により、計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、串本町社会福祉協議会、介護事業者等の関係機関との連携を図っていきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣自治体と連携して推進します。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

高齢者や障がいのある人をはじめ地域福祉の課題は、当事者やその家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(4) PDCAサイクルによる進捗評価と改善

本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに於じて的確に実行されているか等について、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います。

2. 成果目標の設定

施策・事業の取組評価のため、以下の成果指標を設定します。

単位：%

指標		基準値	目標値
		令和元年度 (2019)	令和4年度 (2022)
ニーズ調査	自分自身の健康状態【「とてもよい+まあよい」の割合】	75.8	80.0
	自分がどの程度幸せか【「高得点」(点数8~10点)の割合】	43.3	46.0
	スポーツ関係のグループやクラブに参加する高齢者【週1回以上の割合】	13.4	16.0
	地域づくりへの企画・運営(お世話役)としての参加意向のある高齢者【「是非参加したい+既に参加している」の割合】	3.6	5.0
	運動器機能リスク高齢者【全体の割合】	22.0	19.0
	口腔機能リスク高齢者【全体の割合】	25.0	22.0
	認知症リスク高齢者【全体の割合】	51.0	47.0
	認知症の相談窓口の認知度【「はい(知っている)」の割合】	27.2	30.0
	成年後見制度の認知度【「名称も内容も知っている」の割合】	23.1	25.0
在宅介護実態調査	介護者が不安に感じる介護【「認知症状への対応」の割合】	28.2	25.0
	介護離職の低減【「主な介護者が仕事を辞めた+主な介護者が転職した」の割合】	8.6	6.0
その他	通いの場に参加する高齢者の割合【通いの場の参加者実人数/高齢者人口】	-	8.0

資料編

1. 委員名簿

(敬称略・順不同)

	役職	氏名	委員の区分	所属等
1	会長	長脊 守	学識経験者	串本町議会 文教厚生常任委員会 委員長
2	副会長	山崎 巖	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 会長
3	委員	鎌田 俊彦	保健医療経験者	串本地区医師会 代表
4	委員	阪本 繁	保健医療経験者	くしもと町立病院 院長
5	委員	佃 瑞穂	保健医療経験者	くしもと町立病院 副院長兼看護部長
6	委員	大川 英穂	福祉関係者	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 事務局長
7	委員	林 洋美	福祉関係者	けんゆう相談センター 管理者
8	委員	瓜田 岑生	福祉関係者	串本町民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部長
9	委員	和田 吉男	福祉関係者	社会福祉法人串本福社会 施設長
10	委員	坂根 聖士	福祉関係者	潮岬あゆみ園・ほっとハウスうわの園 管理者
11	委員	堀 友和	福祉関係者	医療法人健佑会 事務次長
12	委員	磯 美穂	被保険者代表者	串本町婦人団体連絡協議会 代表
13	委員	北地 則也	被保険者代表者	串本町老人クラブ連合会 会長
14	委員	中筋 雄四郎	被保険者代表者	串本町地域包括支援センター運営協議会 会長
15	委員	清野 武志	費用負担者	串本町副町長

事務局	福祉課
-----	-----

2. 委員会設置要綱

○串本町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成17年9月1日

告示第125号

改正 平成24年3月1日告示第16号

(設置)

第1条 町における介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を作成するため、串本町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 串本町介護保険事業計画の作成に必要な事項
- (2) 串本町老人保健福祉計画の作成に必要な事項
- (3) 串本町老人保健福祉施策に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、保健医療経験者、福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担者等からなる15人以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、介護保険事業計画等の作成をもって終了する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(会議の公開)

第7条 会長が必要と認め委員会の議決を得たときは、これを公開することができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成24年3月1日告示第16号)抄

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3. 公民館活動及びサークル活動一覧

(1) 公民館活動及び行事

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
中央公民館	○ 生花講座 ○ 茶道講座 ○ 書道講座 ○ 華道講座 ○ 英会話 ○ エコクラフト ○ ふれあいいきいきまつり（社会教育・社会福祉振興大会）	○ 俳句講座 ○ 料理講座 ○ 陶芸教室 ○ パソコン ○ 手芸（和布）
和深支館	○ 俳句教室 ○ 横笛教室 ○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ コーラス教室 ○ 精霊送り ○ 合気道	○ 和深文化祭 ○ 陶芸教室 ○ 太鼓教室 ○ ゲートボール大会 ○ 大正琴教室 ○ 防災学習会
赤瀬支館	○ 料理教室 ○ 花見 ○ 防犯講座 ○ 健康体操	○ 歩こう会 ○ グラウンド・ゴルフ教室、大会 ○ 餅つき大会
江田分館	○ 生花教室 ○ 卓球教室・大会 ○ カラオケ大会	○ 花見 ○ 盆踊り大会 ○ グラウンド・ゴルフ教室、大会
田並支館	○ 陶芸教室 ○ 生花教室 ○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ 歩こう会	○ 田並展 ○ 書道教室 ○ 民踊教室 ○ 卓球教室
有田支館	○ 作品展 ○ 小運動会 ○ 盆行事	○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ 歩こう会 ○ ラジオ体操
橋杭支館	○ 俳句教室 ○ ヨガ教室 ○ 俳画教室 ○ 茶道教室	○ 囲碁大会 ○ 展示会 ○ グラウンド・ゴルフ教室、大会
錦富支館	○ 俳句教室 ○ 室内体操 ○ 成人教育講座	○ 料理教室 ○ カラオケ教室 ○ 編物教室
出雲支館	○ 和裁教室 ○ 味噌作り教室 ○ 歩こう会 ○ ゴキブリ駆除団子作り ○ 文字教室 ○ 健康体操教室 ○ グラウンド・ゴルフ大会	○ ヨガ入門体験 ○ 生花教室 ○ 染物教室 ○ 編物教室 ○ ミツロウランプ作り教室 ○ 料理教室 ○ 室内球技大会

公民館（支館等）名	事業及び行事等	
潮岬支館	○ ヨガ教室 ○ 卓球教室 ○ 潮岬節保存会活動 ○ 区民展 ○ 囲碁同好会活動	○ 社交ダンス教室 ○ 大正琴教室 ○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ お元気プロジェクト ○ かんりん文庫
大島支館	○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ 救急救命教室 ○ ヨガ教室	○ 盆踊り大会 ○ 工芸クラフト教室
須江支館	○ 料理教室 ○ ヨガ教室 ○ 盆踊り大会 ○ ゴキブリ駆除薬作り	○ 音楽教室 ○ 民踊教室 ○ クラフト手芸教室 ○ 健康体操
檜野支館	○ 料理教室 ○ 染物教室 ○ 成人教育講座	○ クラフト工作 ○ パソコン教室
西向支館	○ 編物教室 ○ 健康講座（太極拳ほか） ○ 童謡講座 ○ パソコン講座	○ 演芸会 ○ エコクラフト手芸 ○ 香道教室
古座支館	○ 体操教室 ○ 演芸会 ○ わらぼうし作り教室	○ クラフトバッグ教室 ○ 伝承芸能活動
田原支館	○ 編物教室 ○ 卓球教室 ○ 成人教育講座	○ コーラス教室 ○ グラウンド・ゴルフ大会 ○ ねんねこ祭作物・作品展示会



(2) サークル活動

■串本町文化センター等で行われている主なサークル活動

サークル名	内容	開催日時
串本コーロびおれった	コーラス	毎週日曜日 昼
串本うしおコーラス	コーラス	第1・3日曜日 夜
ふれあいコーラス	コーラス	第2・第3・第4土曜日 昼
(社)哲泉流串本中央支部	詩吟	毎週土曜日 昼
哲泉流 さくら支部	詩舞	毎週火曜日 昼
哲泉流 紀の国支部	詩舞	毎週水曜日 昼
南紀清流支部	詩舞	不定期
マンドリアンサンブルマーレ	マンドリン	毎週火曜日 夜
串本俳句会	俳句	第1木曜日 昼
俳画同好会(山の会)	俳画	第2水曜日 昼
串本トルコ文化協会	舞踏	第2・第4日曜日 夜
串本節保存会	日本民謡	第2・第4金曜日 夜
民話の会	紙芝居作成	不定期
健康太極拳	太極拳	毎週火曜日 午前
武術拳友会	太極拳	毎週木曜日 午前



4. 町内指定事業所一覧

令和3年1月1日現在

※順不同

※みなし指定を含む

①指定居宅介護支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定居宅介護支援事業所	串本町二色 160	0735-62-5165
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	串本町サング台 783-7	0735-62-6060
串本町社会福祉協議会古座事業所	串本町上野山 291-4	0735-72-3539
南紀ケアプランセンター串本	串本町串本 256	0735-67-7717
けんゆう相談センター	串本町串本 1767	0735-69-2120
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887

②指定（介護予防）訪問介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定訪問介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サング台 783-7	0735-62-7060
健佑訪問看護ステーション	串本町串本 2383	0735-62-7690
串本タクシー指定訪問介護事業所	串本町串本 1804	0735-62-6900
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1	0735-62-3910
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
まりん	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
訪問介護ステーション華	串本町串本 2418	0735-67-7848
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700	0735-74-0991
みはまヘルパーステーション	串本町西向 1480-56	0735-72-6121
心愛ケア	串本町古田 611-4	050-7001-7716

③指定（介護予防）訪問看護ステーション

事業所名	所在地	電話番号
健佑訪問看護ステーション	串本町串本 2383	0735-62-7690

④指定（介護予防）訪問看護事業所

事業所名	所在地	電話番号
医療法人芳純会潮岬病院	串本町潮岬 417	0735-62-0888
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077

覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785

⑤指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

事業所名	所在地	電話番号
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388

⑥指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所

事業所名	所在地	電話番号
鎌田医院	串本町潮岬 3143	0735-62-2526
稻生医院	串本町串本 1735-52	0735-62-3811
社会福祉法人串本福祉会にしき園診療所	串本町二色 160	0735-62-5165
覚前医院	串本町和深 838	0735-67-0077
覚前医院田並診療所	串本町田並 942-2	0735-66-0323
医療法人杉医院	串本町串本 1929	0735-62-0153
けんゆうクリニック	串本町串本 1790	0735-62-5080
辻内医院	串本町串本 2281	0735-69-2211
くしもと町立病院	串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111
やもとクリニック	串本町上野山 191	0735-72-3388
こしみちクリニック	串本町鬮野川 1356-4	0735-67-7785
日高歯科医院	串本町西向 238-2	0735-72-0358
中根薬局	串本町串本 2098	0735-62-4861
有限会社 ササヤ薬局	串本町串本 1547-2	0735-62-0338
サンライトげんき薬局串本店	串本町串本 1791-1	0735-62-7077
さんご薬局	串本町サンゴ台 691-7	0735-69-1122
ひがし薬局	串本町中湊 495	0735-72-0126
みさき薬局	串本町上野山 209	0735-72-6010

⑦指定（介護予防）通所介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定通所介護事業所	串本町二色 160、165	0735-62-6922
串本町社会福祉協議会	串本町サンゴ台 783-7	0735-62-7060
串本町古座デイサービスセンター	串本町上野山 291-4	0735-72-3539

デイサービスセンター川村さん家	串本町田並 1073	0735-66-0838
南紀デイサービスセンター	串本町サンゴ台 1060-47	0735-67-7890
デイサービスセンターいろは	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
明日葉の郷	串本町潮岬 2688-7	0735-67-7887
フィットネスデイサービス健康ラボ	串本町神野川 252	0735-67-7985
デイサービスセンターこんぺいとう	串本町神野川 252	0735-72-0338

⑧指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
にしき園指定短期入所生活介護事業所 ※	串本町二色 160	0735-62-5165
にしき園指定短期入所生活介護事業所 ※	串本町二色 160	0735-62-5165
ショートステイ上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

※一法人が2事業所を運営

⑨介護老人福祉施設

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165

⑩指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
ほっとハウス うわの園	串本町潮岬 659	0735-69-2388

⑪指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
潮岬あゆみ園	串本町潮岬 659	0735-62-7122

⑫地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームにしき園	串本町二色 160	0735-62-5165
上野山にしき園	串本町津荷 29-2	0735-72-6066

⑬指定地域密着型通所介護事業所

事業所名	所在地	電話番号
デイサービスセンター川村さん家	串本町田並 1073	0735-66-0838
南紀デイサービスセンター	串本町サンゴ台 1060-47	0735-67-7890
デイサービスセンターいろは	串本町出雲 1044-4	0735-62-5868
フィットネスデイサービス健康ラボ	串本町串本 2078-10	0735-67-7985
デイサービスセンターこんぺいとう	串本町神野川 252	0735-72-0338

⑭介護医療院

事業所名	所在地	電話番号
串本有田病院	串本町有田 499-1	0735-66-1021

⑮指定介護予防支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
串本町地域包括支援センター	串本町串本 2367	0735-62-6005

串本町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

編集・発行：串本町役場 福祉課

住所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800

TEL：0735-62-0562

FAX：0735-67-7028

発行年月：令和3年3月
